

令和2年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(15日目)

令和2年 6月15日(月)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 請願第 1号 老朽原発稼働に関する請願書の件
- 第 3 請願第 2号 関西原発にかかわる不正資金還流の真相究明を求める請願書の件
- 第 4 請願第 3号 福井県歴代幹部の金品受け取りに関する真相究明を求める請願書
- 第 5 陳情第 1号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続のための協議を県に求める陳情
- 第 6 委員会の閉会中の継続調査について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君

13番 朝井 征一郎 君

14番 江守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀典 君
消 防	長	朝日光彦 君
総務課	長	平林 竜一 君
財政課	長	川上 昇司 君
総合政策課	長	原 武史 君
会計課	長	酒井 宏明 君
税務課	長	石田 常久 君
住民生活課	長	吉川 貞夫 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農 林 課	長	野崎 俊也 君
商工観光課	長	森近 秀之 君
建設課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
上志比支所	長	歸山 英孝 君
学校教育課	長	多田 和憲 君
生涯学習課	長	清水 和仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂下 和夫 君
書 記	坂ノ上 恵美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時 03分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに15日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め全ての方に手洗いまたは消毒、検温及びマスクの着用としましたので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに関係課長の出席を求めています。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

～日程第1 一般質問～

○議長（江守 勲君） 日程第1、先週に引き続き一般質問を行います。

会議規則第61条による通告を受けております。

初めに、4番、金元君の質問を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は、町民の立場から町政上の問題等について質問を行っていきたいと思います。

今回は、コロナ対応ということで質問の時間が短くなったという問題については、これは私は遺憾に思います。そのことだけ言っておきます。

なお、私の質問は、一つは保育園の民営化は、町への信頼を投げ捨てるもの、2つ目はコロナ対策の問題、このコロナ対策の問題で言うと、私は行政から求められて議会もご意見をということで、これにまとめて何点か、行政には意見を出してあります。これへの回答がないので、どういう質問していいのかなというのはいまいち分らないのですが、その辺はまた質問をしていきたいと思っています。

一つ目の質問です。

保育園の民営化は、町への信頼を投げ捨てるものということで、言葉は厳しいんですけども、この間、町では幼稚園、幼児園の統廃合から、松岡幼稚園の擁壁異常問題が生じ、それを機に、旧松岡地区の幼保再編、それに加えて、再編の際に1園を民営化すると示されてきました。保育園の民営化の方向については、この3月27日に議会に、また民営化について公の場で町長からの正式な表明は、この6月の議会の初日、町長所信で初めて表明となっていると私は思っています。町が現在進めようとしている町内の幼保の統廃合は、旧永平寺地区で3園を1園に、旧松岡地区にあっては旧市街地4園を3園に再編する中で、ひょっとすると吉野幼稚園の統廃合もあり得るのかという方向が示されているところです。これは幾つかの小学区から幼保をなくしてしまうというもので、私はこのやり方には反対であります。町が進める幼保の統廃合は、地域の拠点の一つを行政主導でなくすというもので、ひょっとすると地域じまいの宣告にもつながる事態ということは、これまでも指摘してきたところです。

さらに、保育園や学校がなくなるとなれば、若い人が住まなくなるとということにもつながるわけですから、これは本当に全国的な教訓から言っても指摘されているところであります。

それに、この幼保の統廃合、子どもの育ち、成長のためには一定ニーズが必要だ。切磋琢磨することで成長するという切り口。この言い回しというか、口述は、これまでに小中学校の統廃合にさんざん使われてきたもので、この言い回しを全く受け売りで使っているということでも、幼児教育のための統廃合とは言い難いというものだと私は思っています。指摘しておきます。

このことをちょっと、切磋琢磨の問題を幼児教育のところで話したときには、学校の先生ですけども、幼児教育に切磋琢磨ですかということで笑っておられたのが印象に残っています。

町長は、町長への初当選のとき、本町の閉塞状況の一つとして、本町の人口減少を挙げていました。町長になって指摘していたことに対して、具体的に人口増対策は行ってきたのか。現在では、本町の人口減、さらに加速しているのではないのでしょうか。今の状況だと、本町への移住できる用地とは、清流地区ぐらいでしかなくなっている状況もあるわけですから、十分に考える必要があると思っています。

幼保園の統廃合、これをまた町長は、人口減少地域も含め、本町の具体的な地

域振興を示さずに取り組まないまま、地域じまいの方向を宣告してしまうことになるとは思わないのか。

私は、幼保の統廃合の意向は、町としては地域振興策や人口増対策には取り組みませんという宣告でもあるということで心配しています。町がどう言おうが保育園の設置は、本来、保護者が安心して働きに出れる条件づくりを担うものというのは、園の設置場所であるべきだというものです。企業内保育はその考えに基づくものですが、ということは指摘しておきます。

また、このことについてはアンケートでも明確に示されていると思います。例えば「園が遠くなると仕事を続けることにも影響がある」というのは3.2%、「就労時間に変更が出てくるんじゃないか」25.3%、「時間に余裕がなくなる」という人は57.0%、「特に影響ない」という人は12.9%しかありませんでした。こういう結果からも、働く人たちの条件づくり、環境整備をする意味でも保育園の設置というのは考えるべきだと考えています。

さらに、今回、町長は6月定例会の所信の中で、旧松岡にあっては保育園4園を3園にという再編の中で、清流地区での建設予定の園を民営化すると表明しました。松岡幼稚園と西幼児園を統合し、清流地区、木ノ下の町有地に新築する園を民営化するというものです。この民営化について、ただしていきたいと思います。

第一ですけれども、一連のことに関係はあるんですが、第一は、平成30年11月、幼保の再編検討委員会的时候、町は保育の在り方についての住民アンケートを実施しました。そのアンケートの結果は、保護者で「公立で」という人が47.1%、地域住民では51.9%に上りました。可能な施設は、「民営化を検討するほうがよい」というのは34.2%です。どう見ても、町民は民営化を求めているという結果でした。

今回もまたアンケートを行っていますが、その内容は公立のよさや保育士の待遇のことは一つも書いてないもので、民営化への誘導そのものでフェアなやり方ではないと私は思っています。

では、この平成30年11月のアンケートは何のために行ったのか。民意をつかむためか、それとも結果いかんにかかわらず統廃合や民営化を押し進める口実を探したり、見つけたりするために起こったのか、どちらでしょう。

私は、この種のアンケート調査を行うことは、民意を知るためであり、その結果は尊重されるものでなければならないと思うのです。後出しじゃんけんに町

にとって都合のよい結果が出るまでアンケートのやり直しというのはどうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、民営化について今回6月と申しましたが、議会のほうには2月の時点でこの民営化についての提案をさせていただいております。その間、何度か協議もいただきまして、また議員の皆さんには民営化の園のほうにも視察に行っていた。そして、多くの議員の皆さんから、その視察を基に民営についてはいいですよ。また、議会だよりの中でも町が民営化を提案しているということもしっかりと記載して、また議会だよりの中で住民の皆さんの意見を求めますという、そういったことも書かれておりますので、私がこの民営化について公表というか、お話をさせていただいたのは、2月の時点で議会のほうに説明させていただいたときだというふうに思っております。

そして、諮問委員会のアンケートにつきましては、いろいろな角度で諮問委員の皆さんが検証していただく中で、この民営化についてアンケートを取っていただきました。その中で、半分半分の回答が出てきたのですが、この時点では住民の皆さん、民営化というものがどういうものなのか、ひょっとしたら授業料といえますか、費用が上がるのではないか。全く違ったものになるのではないか。町が管理しないのではないか。

これについては、議会のほうからも提案した中で、議員の皆様からもここはどうなるんや、ここは心配なんじゃないんか、不安なんじゃないんかといういろいろな質問をいただきながら、一つ一つ町もここはこうですよ、またしっかり調べて、ここは町が責任持ちますよ、そういったお話もさせていただいて進めさせていただいてきたのが現状です。

また、今の公立の先生の待遇についてどうなのかというご質問もいただきましたが、この諮問委員会の開催をしているときに、議会のほうから旧松岡町の子育ては当時の園長先生が中心となって子育てをつくったんだ。やっぱり現場の先生の声を聞くべきだというご意見もいただきまして、諮問委員会には全ての園長がオブザーバーとして入っていただいて、26名の委員の皆さんと一緒に話を進めてまいりました。

また、その後も全員協議会で園長の代表の3名の園長が皆様にご説明に上がったときにも、この町の提案については園のほうから、現場のほうからもこれを一日も早く進めてほしいという、そういった切なる思いも皆様は聞かれたというふ

うに思っております。

また、今回の諮問委員会、いろいろ皆さん町が誘導しているのではないか、そう言ったことも言われております。真実、委員長の松川委員長のほうに、こういって声があるけどどうなんだというふうに確認をさせていただきました。委員長は、「いや、しっかりとこれについては議事録もありますし、議事録をまた見ていただければいいですし、もし何でしたら私のほうに聞きに来てください。しっかりと説明させていただきます」という、そういった答えもいただきました。

町としましては、この諮問委員会、できるだけ現場の声、町の声、住民の声を聞くために設置して、決して幼稚園だけではなしに、いろいろな計画、そういったところでもこの諮問委員会をお願いします。これはやはり民意を大事にする、そして町の方向性をしっかりとつくっていくということでお話を聞かせていただく大切な場だと思っております。

そういった中で、民意のその諮問委員会から答申が出まして、それにしたがって今検討をさせていただいております。その中では、民間については検討というふうに答申をいただいておりますので、町としましてもしっかりと検討をして進めていく、また住民の皆さんに議会と同様、説明をしながら進めていくという流れで、今の現状に至っているのはご理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） これまで町のほうで行ってまいりました人口増対策についてご説明させていただきます。

これまで町が行ってまいりました人口増対策についてでございますが、まち・ひと・しごと総合戦略及び総合振興計画に基づいて、特に子育て支援、定住促進、安定雇用の創出等の各種施策に取り組んできているところでございます。

子育て支援関連では、学校給食費の無償化、ひとり親家庭子育て安心プラン助成事業の実施、放課後児童クラブの土曜日開設、あと御陵児童クラブの移転による環境づくり等、子育て支援の拡充を実施しているところでございます。

また、定住促進につきましてはPRテレビCM事業のほか、住まいる定住応援事業では子育て世代への住宅取得を助成することにより、実際、27年から令和元年までの5か年で203世帯、684名の方の転入転居の実績となっているところでございます。

また、今年度は山王地区にありました上志比中央プールの跡地で3区画ではありますが割安でゆとりのある面積の小規模住宅地の整備を実施を予定していると

ころでございます。

また、安定雇用につきましては、地域未来投資促進法に基づく重点区域の設定や、その周辺の道路改良、企業立地促進条例の改正など、企業の進出しやすい環境整備、雇用対策を効果的、一体的に実施するため、福井労働局との雇用対策協定の締結、金融機関や大学、民間企業との包括連携協定の締結、あと大学との連携による町立診療所の設置など、産学官の連携を推進しているところでございます。

なお、効果としましてですが、総務省が発表しました令和元年の人口移動報告による年齢別の転入超過数では、ゼロ歳から19歳までの転入超過数が17人、転入のほうが多くなっており、これまで取り組んでまいりました子育てにやさしいまち、子育て世代に対する定住支援策や総合戦略の計画的な推進の効果が表れているのではないかと考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 3月27日の全員協議会の資料の「民営化の目的等」でご説明をしましたが、少子化や核家族が進行する一方、子育て世帯の保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、保護者の子育てサービスの需要に応えていくためには、他の自治体での取組や民間活力を生かしたサービスの充実は、町民目線に沿ったものと考えております。

将来に必要な行政サービスを持続していくためにも、子育てサービスを含め、幼児教育・保育の質の向上を図ることは大変重要だと考えております。

平成30年11月に実施したアンケートですが、幼稚園・幼稚園施設再編検討委員会にて、幼児教育・保育の環境を検討するための資料としてお聞きしております。このときは、民間の幼稚園のことや園の再編の情報を掲載しておりませんが、今回はそれらの情報を掲載したアンケートを実施しております。また、広報永平寺6月号におきましても、町民の皆様にも周知をしております。

4月17日の全員協議会の資料でご説明しましたが、再度申し上げますと、町が検討している民間の幼稚園は、国、県が定めた基準を満たした施設で、都道府県が許可する園でございます。

教育では、公立園、私立園も幼児を育てる基本目標に差はなく、地域での交流や町事業との連携についても違いはございません。

保育料も同額であり、入園の申込みも全て町が調整を行います。

園の運営につきましても町が積極的に関わることができます。

事業者の選定に当たっても、運営実績や経験などを踏まえてしっかり審査していきます。

県内の市町で私立園がない市町は、本町を含め3町です。既に民間園があるのは14市町で、住民からの信頼は得ているのではないのでしょうか。

これらの現状を踏まえまして、民間の幼稚園についての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） アンケートをどう捉えるのか、また何のために行ったのかという意味での言及はなかったように思います。

ただ、民間園、授業料とかそういうものには変わらない。保育料については、個人負担については差がありますからね。そのことはきちり見ておく必要があります。かなりの差がありますよ。——いや、決められません。その園の考えによります。民間の場合は。

それに、知らないからということでは言われていますけど、民間園のことを。僕は行政がこういうことを進めるときに、行政がこれまでやってきたことへのプライドというのはないのかなと率直に思っています。

それと、203世帯の転入があったという話ですが、ほぼ清流地区でないですか。それ以外ないんじゃないですか。ほぼ。そんなことを十分考えてほしいということですよ。

だから、人口増対策、後で触れますけれども、僕らは独自に取り組まない限り、それはなかなか進まない。そこは、言葉厳しいですけど、冷厳にやっぱり見る必要があるということを私は思っています。

次進めますけど。率直に平成30年11月のアンケートの結果では、町民の約50%が民営化より公立を選んでいるんですね。その結果について、町長はどう思いましたか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それについては、先ほど申し上げましたとおり、これ、議会に説明したときもそうでしたが、なかなか民営化についてのイメージというものが湧いていないんだな。なかなかそのというのが感じておりました。その中で50%、50%。また、検討をしていくということで、検討という答申をいただきましたので、しました。

もう一つ、やはりいろいろ新しく再編をしていく中で、今全国のうちの7割が民間園、そして福井県内では永平寺、池田、美浜町以外は全て民間園を一部持っている。こういった状況の中で、やはり民間園について検討、また机の上に乗せるということはひとつこれからの永平寺の新しい子育ての中では大事なことで、そこを頭から民営化はないという、そういった中での議論ではないと思います。

そういった中で、民営化を検討の答申をいただいて、検討の材料として机の上に乗せて、そしていろいろな角度で調査して、また議会の皆様にもご意見、また現場とか、いろいろなところを、また皆さんが不安に思っていることも全てこちらでは調べて回答させていただいた中で、それでは、じゃ、民営化のほうでひとつ行こうか。

また、この前、金曜日の一般質問でもお答えしましたように、人口減少社会になってきております。財政のこととかとよく言われるんですが、役場の財政ではなしに、町としてどういうふうに次につなげていくか。これから社会保障費も上がっていきます。今人口のお話もされましたが、2048年、あと24年後には日本の人口が1億人を切ってくる。そして、子ども世代も今十二、三%から10%台になる。それは大卒が少なくなっている10%ですから、今よりもさらに日本が減っていく中で、また高齢化社会になっていく中で、しっかりとこのサービスを維持していく、これはどうしていくかという中ではひとつ大きな民営化の選択というのを今回考えさせていただきました。

よく言われるのが、役場の財政のこと、お金のことじゃないと言われる方もいますが、役場の運営をするためのものではなしに、町のため、そしてまた今通っている子どもたちが次は町を引っ張っていくときに、またつなげていく、その子どもたちがまた次の子育てをつないでいってもらうために、今できることをしっかりやっていくことは大事だと思っておりますし、今のサービスを維持しつつ、つなげるためにコストをしっかりと下げていく。よく皆さんもそこを心配されていると思いますが、そこもやっぱりひとつ考えていかなければいけない。

ただ、一番優先なのは子育て、子どもたちの環境と、親御さんの子育てのそこを今のサービスを落とさずにどういうふうにつなげていくか、これが最優先だと思っております。

そして、金元議員もいつもおっしゃっております、今回については園長先生も一日も早く私たちよりも現場の声としてやる。そしてまた、今のこれを造ることによって公立の先生たちも担任の割合といいますか、そういった割合も働く環境

も改善していくことができるということで、何とかこれを議会の皆様にお認めいただき進めていきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 続けて行きます。

町長いろいろ言われますけれども、私は私なりの言い分があります。ただ、行政側の答弁が議員の質問の時間より長くなるというのはどうなんかなって、率直に今聞いてて思いました。そのことだけ最初に言っておきます。

私は、このときのアンケートも町にとって随分と都合のいいような内容となっている。平成30年11月のアンケートですね、内容。それでも、結果は公立での運営は5割でした。この結果は、子育ては町が責任を負うとの宣言にも示されているように、保育の現場で保育士が先頭に立って保護者や地域とともに積み上げられてきたものが公立が安心という、町への信頼としてこの数字になって表れていると私は思っています。こんな形で町への信頼のあかしが具体的に見える機会はなかなかない。

これは評価されるものですね、僕は。私が議員になって以来、一貫して子育てしやすいまちづくりを訴えてきました。前から言ってますけど、当時の町長の「子どもは親が見るのが一番」という答弁のときからです。町長や町の幹部はそう言っていたんですが、しかし、当時から本町の保育の現場ではゆったり伸び伸び保育を実践していました。いわゆる幹部の考えとは違う、保育所独自の町としても持っていたわけです。そういう保育の積み上げが公への信頼、公立への信頼だと私は思っています。

これは町の保育、子育て施策に対する町民からの信頼で、この信頼というものはお金で買えるものではありません。これを町のほうから投げ捨てる、突き崩すというのが、僕は現場を知らない上や事務方からの民営化の指示ではないかと僕は思っているところです。現場でこつこつと何十年もかけ積み上げてきたものを一瞬にして失っていくわけです。私はこう思っているんですが、この指摘についてどう思いますか。

また、それにこの民営化への方針はどこで判断したんでしょうか。当初の進め方、雰囲気とは随分違っています。

時間もないので先へ進めますけれども、国はどうして保育の民営化を示してきたのか。分かって民営化と言っているのかも聞きたいです。これは国が示したのは、安上がり保育。これを保育という事業は、事件費の割合が大事だからです。

2つ目には、主に都会ですけれども、保育園建設がこの数に応じ切れていない。ここに目をつけたのが規制緩和会議、新自由主義的自治体経営を押しつけていくということで、民間にもうけを、そのための規制緩和でした。

社会福祉法人でも金もうけオーケーになりましたし、参入条件が企業参入もできるようになったということですね。認定園での設置条件、基準の緩和。ビルの高層階でも保育園が、認定こども園などはできるようにした。条件によっては、保育士でなくても補助員として人を配置すればいいということも示されてきたわけです。

それに民間園、本当に本町でやりたい意欲があるなら本町に既に進出してきてもよかったのではないのでしょうか。特に認定園制度になったのは、自治体の意向にかかわらず進出できる認定園の運営ができるということになっているのに、なぜ進出してこないのか。

なのに町有地を提供し、人の一番集まりやすい場所を明け渡すというのは、私どうかと思っています。公立園のほうが送迎が不便という状況だけ、町が進める方向で作り出すべきではないと思っているからです。民営化へとその方向だけでも問題点は山積みだと思っているところです。

さらに、民も公も同じなら、何で公でやらないんですか。これまでの実績があるじゃないですか。聞きたいですね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、当時のことをおっしゃられました。当時と今ではちょっと現状が変わってきているのかな。ゼロ歳保育も、当時、松岡町時代か、旧昭和の時代のお話か、平成の初期のお話か分かりませんが、時代によってずっと子育て、ゼロ歳が始まって、昔ですと松岡地区はエリアによって西幼稚園、東幼稚園、中央幼稚園とかいろいろありましたが、それがやはり人口のあれの中で西の子でも東のほうに行くとか、そういった流れになる。そして、ゼロ歳児が始まって、また小学校のところでは児童クラブが始まって、子育てをめぐる環境というのは大きく変わってきていると思います。

そういった中で、町がまず民営化なら責任を持たないのかというお話がありましたが、これは何度も申し上げております。最初の契約の中でしっかりとこの部分は町の判断ですとか、町の責任ですとか、また運営している中でも園長会とかも開催してきますが、そこにはまた民営化の園長の先生も参加していただいて、一緒に町のこともやっていくとか、これも何度もお話をさせていただいております。

す。

現場の声を本当に聞いたのか、事務だけでやっているのではないかというお話ですが、これも先ほど答弁させていただきましたが、諮問委員会などの時点で議会のほうから、特に金元議員のほうから園長の声、現場の声、旧松岡時代の子育ては園長がつくったんだということで、それはいいことで、現場の声を反映させたらいいなと思ひまして、お願いして、園長全てがその諮問委員会に入っていて、選ばれた委員の皆さんと現場の現状であったり、こういったことを話をし、あの答申に結びついていきました。

また、その後、全員協議会で代表の園長が皆さんにご説明に来たときも、切実に今回のこの取組のことを訴えられたのも覚えていらっしゃるというふうに思います。

ということで、しっかりと現場の声、どちらかというと現場の声を優先的にしっかりと確認しながら進めてるということをご理解をいただきたいと思ひます。

そして、国がなぜ進めたのか。国がまず民営化を始めた当時は、今のような議論、多々あったと思ひます。ただ、ずっとこれを進めていく中で、現状は日本の園の7割が民営化の園が行っている。残りの3割が公立で行っている。

また、福井県でも先ほど申し上げましたが、ほとんどの市町で民営化の園がある。全てが民営化でなしに、民営化も公立もある、こういった中で、決して国がやってきた方針というのはこの長い年月をかけて民営化の園というものは一つの大きな信用といいますか、安心というものを獲得したのかな。

よく議員の中でも民営化と公立では子どもの亡くなる数が違うんだというお話をいただきましたが、調べてみますと決してそういったことはなくて、年によっては公立で亡くなる悲しい事故もあれば、民間で亡くなる悲しい事故もあるということで、こういったことについても、今は全然、全てしっかりと資格を持った先生が対応しているということですので不安はないというふうに思ひます。

そして、清流地区のあの場所というお話もありましたが、これもこの前の金曜日の答弁でお答えしました西幼稚園、今回もあのアンケートを見ますと「駐車場がなくて不便だ」とか、そういった意見もあります。実は清流地区のあそこの地面を確保されたのは、もう松岡の議員の皆さんはお分かりだと思ひますが、あそこを整備するときに、西幼稚園があそこの地目は公園になっておりまして、この西エリア、あの一帯には公園がないエリアになっています。そこに園が建てら

れていまして、本来ですとあそこは公園にしなければいけない地面。それを当時の職員は一生懸命何とかできないか、買えないかということで、なかなか法律の壁を越えるのが難しい中で、次に進めるときにはぜひ清流で、ここ今開発していますし、家が建ちますので、先見の明があったと思います。ここで園を造るための用地が確保されておりまして、いよいよその先人が残してくれた土地を利用してこの園を進めさせていただく。決して、ぱっと出て、思いつきで町有地があそこにあるから建てるというのではなしに、そういった思いで残されていたということもご理解いただきたいなと思います。

なぜ民であるのに公でやらないかという質問ですが、今、公のほうでも、皆さん、毎回課題があります。正職と非常勤の割合であったり、5対5とか、そういった割合でいってるんですが、やはり保護者の皆さんの声の中では今の先生たちの立ち位置といいますか、をしっかりと守ってあげてほしい。伸び伸びと働ける環境をつくってほしい。

これまた、園長もそれをよく理解しておりまして、1つの園を民営化にすることによって今の残っているほかの公立の園の人員配置であったり、こういったものを効率よくする。また、町もそれを積極的にしていくことができるということにつながりますので、そういった面からも1園を民にして、また公立のほうはしっかりと充実させていく。

また、住民の皆さんも民間と公立を選ぶことができる。これは物すごく大きなことで、あなたは民間に行ってください、あなたは公立に行ってくださいではなしに、どちらかを選ぶことが、この松岡エリアの方になりますが、選ぶことができる。これも一つの選択肢になるのかなと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

答弁長くなかったですか。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町長いろいろ言いますが、ゼロ歳児保育も三国でやっていたのを本町でやらないかと。それも産休明けからということで快く本町でも引き受けてやるようになりました。県内では産休明け保育というのは、福井市内の民間園以外では非常に早かったのを覚えています。

ただ、ここでなぜ民間園なのかということだけは僕は疑問に思います。というのは、もう一つは、2つ目ですが、ハザードマップによる浸水域での新園建設はどうか。公立にせよ、民間にせよ、それは問題ではないかと。これは去年の災害、

台風などの豪雨災害時の川の氾濫の教訓だと思うんですね。

特に本流、清流地域は五松橋上流左岸の引堤事業——築堤事業というんですかね、引堤事業が終わっていない。こういうところで、実際、そういう公共施設、大事な公共施設を造るといのはどうかと。

2つ目、コロナの教訓から、120定員といいますけど、150名規模の施設にする。大きい保育園造るのはどうか。今は少数にすべきでないかというのが一つの教訓だと思うんですが、知見が出てからという問題では僕はないと思うんです。今考えるべきです。

さらに、ある意味、民間園で不安なところをちょっと言っておきます。

民間の場合、経営破綻もあり得るわけですね。コロナの教訓からは、今の町の統廃合の方向については、一步立ち止まってきちっと検証する必要があるというのはさっき言ったとおりですが、民間の経営破綻の問題ですが、例えば学校では教員の削減、事務員、用務員の自治体負担化が行われてきました。障害者施設では、施設運営費の削減で経営が非常に大変になっている。必要な職員の配置もできていないという現状もあります。介護でも、通所施設など運営費の削減が行われてきました。公立の保育園では、運営費の削減を行ったと行政が言っています。

では、民間の場合、このままで済むと思いますか。もし運営費が削減されたとき、どうなんですかね。どこにしわ寄せが行くんでしょうか。

さらに、民間になると保育士の身分の問題です。これ、この間、同僚議員からも質問ありましたが、一つは保育士の身分と賃金体系はどうか。なぜ民間園を多くの保育士が望まないのかということです。

ところが、町は民間がいいと、正職になると言っています。40代ぐらいで大体肩たたきですね。年を経るに従って賃金は引き上げらず、逆に引き下げも行われている。そうですよ。辞めてくださいという意味で引き下げているんですよ。退職金も一時金も低い。当然、年金に響く。

それに保育職がどうして3K、4K職場と言われるようになったのか。今では待遇が悪くて、賃金に見合わない職種として話題になっているのが保育職です。こうなってきたのは、民営化の中でですよ。

つまり、以前は保母さんと言えば女性の将来になりたい職種の大きな柱でしたが、今の状況は安上がりの保育の当然の帰結としてそういう状況になっている。これは冷静に見なあかんですよ。

当然、こんな状況を僕は、公立の園長さんも含めて、保育所は知っていると僕は

思っていたんです。当然やと思っていた。ところが、どうもそういう答弁がないので、僕はちょっとびっくりしています。そういうことを考えると、本当にどうなのかということをごひ考えてほしいと思っています。

それに、本町の人口増対策、町で人口が増えているというんか、移住してきているのはほぼ清流地区しかない。ここは十分考えなきゃいけない。

最後にですが、副町長に聞きたいです。副町長も若いときは箱物よりソフトの充実、物より人への投資をとって来たのではないですか。この立場からお聞きしたいです。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） ハザードマップの浸水想定区域に建設するのはどうかというご質問ありましたけれども、町がと言っていたきたくはないんですけれども、清流地区だけが浸水区域に入っているわけじゃないです。当然ご存じだと思いますけど、御陵地区全域とか、あと上志比地区も広範囲にわたって浸水することになります。

これは清流地区につきましては、もう既に住宅化といいますか、市街地が形成されております。これを今現在も宅地造成あちこちで行われておりますし、新築工事も行われております。今から建てたらいけないとか、そういった規制をかけるのはどうか。現実的ではないのかなというふうに思っております。

この水害というのは、例えば自然災害で地震とか土砂災害、これは一瞬のうちにして発生するわけでありまして、この水害はある程度一定の避難する時間といいますか、確保することができますので、例えば自主防災組織などによります避難体制の構築ですね。あと、住民参加の防災訓練ですか、といったことをやりながら、住民の方々にこの危険性、その土地の危険性ですね。あと、速やかに避難できるような、そういった体制をつくっていきたいというふうに思っております。

五松橋上流左岸側ですね。こちら、確かに150メートルほどですかね、上流上がりまして、芝原用水の水門が2つあります。その先、上流側、東幼稚園の辺りまで、確かに見た目では普通の堤防より二、三メートル低い堤防が続いています。これは、国土交通省のほうに確認しましたが、この区間は崖地といいますか、後背地が住宅地が高台になっておりますので、山あいを流れる河川といいますか、と同様扱いで、堤防はこの区間は必要ない位置づけを取っているそうです。そういった考えでおりますので、堤防を構築といいますか、整備するといった考えは

ないということを聞いております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 確認をしましたところ、国土交通河川事務所が管轄になっておりまして、そこについての対策は行っております。今の水門を閉める。もしあふれた場合は上流のほう、あそこ家がないところに水が流れるようになっていて、下のほうには影響がない。これは、1, 000年に一度とかとはまたちょっと別な話をさせていただく、ないということで、しっかりとその水門。

また、皆さんご存じのとおり、河川敷の中州を五松橋の上流を削っております。あれも洪水対策ということで、水の流れをよくするために今取っております。

ただ、1, 000年に一度の洪水が来た場合、これについては清流地区、私の家も御陵地区も福井市内も大体50センチから3メートルの水がつかるというふうなことになっております。1, 000年に一度のハザードマップです。

ただ、これについては清流地区、また御陵地区のほうでも、福井大学医学部、またいろいろな中で、これは、このハザードマップで示すのはこういった水害のときにはいち早く避難をしてください。今の物理的な堤防では支えることができないのでということです。

イエローゾーン、レッドゾーンの土砂災害のあるところですのでいろいろな規制の中で建物の建てる制限はございますが、ハザードマップの中での制限というのは今のところなく、こういったふうに移動してほしいとか、そういったことです。

対策につきましては、しっかり国土河川事務所のほうが今申し上げましたとおり、全く投げているのではなしに、しっかりと対応をしてくれているというのが現状です。

また、ほかに県、国の対応策があつたら、建設課のほうから補足お願いします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 今も町長おっしゃいましたけれども、国交省のほうでは、昨年度、五松橋上流の広大な中州の鉄橋、あと雑木の伐採を行ってもらいました。

県におきましても、県が管理する九頭竜川ですね。こちらの中州、そして両岸部の伐木を行っておりますし、今年度も引き続き上流に向かって行う予定であります。

あと、これ、昨年10月の台風19号ですか、そのときにダム of 緊急放流が問題になったと思います。これを受けまして、国交省のほうでは国が管理します九頭竜ダムと真名川ダムの緊急放流を回避する対策といたしまして、昨年11月

から洪水の調節容量を確保しようとする目的で、大雨の前にダムの水位を下げる事前放流を行うこととしております。

県が管理します県内8つのダムにつきましても、来週、6月16日からこの事前放流の運用を開始することになっております。

以上、報告しておきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足で1つだけ。町が今災害対策、防災対策、地震、水害、いろいろなのをとっておりますが、町民の皆さんには、ここはもう100%安心ですということはありません。そういうハザードマップ等で1,000年に一度または数百年に一度の洪水が来た場合は浸水する可能性がある。それは決して清流だけではなしに、御陵もいろんな、上志比地区もまた山際のところはそういったところがあります。

ここで今対策をしていますから安心ですではなしに、対策をしておりますが、何百年に一度、また何千年に一度、また雨が多いときには速やかに避難を呼びかけておりますので、これについても100%安心、大丈夫だということは、この今の1,000年に一度の災害とかと言われていたときにはあり得ませんので、その点はご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○4番（金元直栄君） コロナの教訓と保育所の身分と人口増対策は清流地区なのというのがちょっと。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 先生の対応につきましては、こちらとしましてもいろんな保育園には確認はしました。ただ、そういったことはなかなか教えてくれなくて、一概には公、民、悪いとは言えないのではないかと思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 人口増対策で人が増えているところ、清流地区ではないのかということについてでございますが、このことにつきましては今データ持ち合わせておりませんので、また内容を十分検証しましてご報告させていただきます。

○議長（江守 勲君） 山口副町長。

○副町長（山口 真君） 私が若い頃ということだったんですかね。

○4番（金元直栄君） ついこの前じゃないですか。

○副町長（山口 真君） ああ、そうですか。

ハードよりもソフト、あるいは物より人の充実ということを書いていたと。その立場からこれはどうなんだというご質問だと思います。

まさにそういうことをごさいまして、今回の答申をいただいた主たる内容としては、子育てのための環境はいかに子どもたちにとってよりよい環境をどうつくるかということなんです。そこを主に答申をいただいております。

そして、現場の園長さんたちの声も、やはり子どもたちファーストということを中心に考えて回答をしていったというふうに思っています。

その答申の中では、一定規模の集団が子どもたちにとってはやはり必要だというように、3歳以上が20名というような具体的な数字も表していたんだろうというふうに思っています。

それが今回の再編後の主たる狙い、落としどころというふうなふうに考えています。それが子どもたちのためだということをごさいます。

もう1点、それと同時に、民営化についても検討したらどうだということでごさいます。そして、議会の皆様とともに民間の幼稚園を視察に行ったりとか、そういった取組を通して、やはり民営化も必要だろうという結論に至ったわけです。

これについては、町民の選択の幅が広がるということもごさいます。何といても民間の場合は、町の負担が実際、公立で運営するよりも民間で運営したほうが非常に軽くなる。極端に言いますと、町ですと10分の10のところ、民間に対しては町の負担は4分の1程度だろうというふうなごさいます。このことは、町民にとっても町民の負担という意味では軽くなる。

と同時に、同レベルの保育、幼児教育がなされるのであれば、これは一つの手法だろうということをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） コロナにつきましては、150人という、これも議会のほうから150人は大き過ぎるだろうという提案をいただきまして、町のほうではその提案をいただきまして、120人程度の園をというふうに、これもお示しをしております。

ただ、人口の流れとか、ゼロ歳の受入れ、そういったものもありますので、そのときにちょっとばたつくのも、またそれは子どもたちに迷惑をかける可能性もありますので、150人程度の規模の園で120人の受入れ、これは何度も申し

上げていますように、町がしっかりと定数管理はしますので、それについては申し上げたとおりです。

コロナの中なんです、このコロナというのは長いこれからの歴史の中でワクチンができれば、一過性と言ったらまた怒られますが、次の一つ大きな教訓をいただいて、次につなげていく、そういったものになるかなと思います。

感染症対策とか、こういったものについて、今でも小さい園のほうがスムーズに動ける。学校もそうなんです。ですが、ただ、今大きい園、なかよし幼稚園にしてもしっかりと対応をしてやっている中で、120人、これを一つのラインとして進めていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 金元さん、もうあとちょっと何で、よろしくお願いします。

○4番（金元直栄君） コロナ言っておかんとあかんです。

○町長（河合永充君） はい、お願いします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いろいろ言いたいことあります。また、20分ではなかなか言い切れないので、別の機会にしたいと思います。

コロナの問題については、私は7点、町に対して要望を出しました。回答がありませんので、どう進んでいるのか。

さらに、学校の再開について、町がガイドラインを示してほしいということです。具体的に示してほしい。

税金の減免。本町の特徴からいっても、固定資産税の減免などはあっていいんじゃないか。さらにあっていいんじゃないかということも含めて考えています。

さらに、中小企業対策は町独自でもっと思い切ったことをやっぱりやる必要があるんじゃないか。

この間の提起は一つではなかったかと思っています。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 今、コロナ対策に関するご質問を町のほうにとということですが、以前、議会事務局を通しまして、議員皆様方からそれぞれたくさんのご意見、ご質問をいただいております。

行政としましては、それ、同じようなご質問もありましたので、どういうふうに整理して、仕分けして回答すればいいかということで、再度、事務局のほうにお返ししていますので、それに関してこちらのほうはどう応えるかということについて今後対応するということになるのかと思います。

○4番（金元直栄君） その問題はそういうことで、ただ、コロナ問題終わってまうなどというのは言いたい。

今、学校再開で町の決めたガイドライン、やっぱり示してほしい、議会に。

税の減免の問題について言ったつもりでいます。

中小企業対策はもっと大胆にやるべきではないかという質問です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） では、学校関係の対応について、ガイドラインというふうなことで言うておられますが、一応、今回の新型コロナというのは非常に対策が流動的なんですね。そういうことを踏まえて、やはり国、県の指針、国のガイドライン、県の指針ですね。こういうものを参考にする。町独自でというのはなかなか難しく感じました。

そういうことで、金曜日にもお話ししたと思いますけど、やはりそういう県、国の方針を踏まえて、やはり町内の校長会でまずやっぱりしっかり共通理解を図って、みんな統一した取組をやろうというふうなことを考え、校長会も月に1回ではなしに3回、4回というようなことで開催しましたし、また市町の教育長会で情報交換会、これを繰返しやりました。

そういうことも参考にして、取組を行っていききたいというふうな現状で、今、ガイドラインというふうな感じで、そういうふうなものは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 固定資産税の減免ということでございますが、固定資産税の減免につきましては、地方税法第367条の規定に基づきまして、永平寺町税条例第71条のほうで、「町長において必要があると認めるものにつきましては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する」と規定しております。

この中で、生活保護費の受給者が所有する固定資産や、第3号におきまして「災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産について減免することとしております。

具体的には、火災等に遭われた家屋等について減免をいたしてきております。

ただし、今回の新型コロナウイルス感染症による影響につきましては、災害に位置づけられておりますが、固定資産の価値そのものを減じているものではございません。このため、各納税者の収入の減少に伴い減免することは規定しており

ませんで、6月2日の本会議において、税条例の専決処分についての際にご説明を申し上げましたとおり、町単独で税の減免を適用しました場合には、その減収額に対する国の交付金等による補填の対象外となってしまいますので、新型コロナウイルス対策を初めとします各種事業の財源が不足することにつながるわけでございます。

なお、居住用財産であります家屋敷、これらについては直接的な収益を伴わない資産ではございますが、納税者の収入の多少を問わずに課税されているものでございます。収入の減により、生活の維持が困難になりました場合には、徴収猶予制度や債権管理条例第19条に基づきます分納制度をご活用いただきまして、納税をお願いするものでございます。

納税は、国民の三大義務の一つでございます。納税者が仮に自己破産申請されて、関係者からの債権放棄をされたような場合でもございまして、税金の減免というものは行われるものではございません。

減免とは、あくまでも徴収猶予、納期限の延長等によっても、到底納税が困難であると認められるような場合、担税力の薄弱な納税者に対する救済措置として設けられているものでございます。

町民税や国民健康保険税につきましても減免規定はございますが、同様の趣旨で規定しているものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 中小企業対策につきましては、これまでも国、県、また町におきまして融資事業または給付事業等を行わせていただきました。

これからは、やはり今経済の立て直しという意味で、特別コロナ、アフターコロナといったものを見据えて、町といたしましても関係する機関、また関係する団体と連絡調整していきながら、新たな手だてを立てていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時分05分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、滝波君の質問を許します。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回、非常に時間が短いということなので、少し早口になるかも分かりませんが、質問させていただきます。

コロナの感染症対応について、幾つかのテーマを掲げながら質問させていただいております。

初めに、学校についてであります。

重複を避けて質問しますので、先生方の激務に対する対応です。

先生方やることが多過ぎて倒れてしまうというような現場の声も新聞報道であるぐらいなんですけど、答弁では消毒については省略してもいいというようなお話は聞いておりますが、ただ、日頃でさえ激務の中での先生の業務であります。そのため、国は支援のために教員3,100人、学習指導員6万1,200人、スクールサポートスタッフ2万600人を追加配置すると。6月上旬にも配置可能だというふうに言われておりますが、現状、本町はどうなっておりますか。

また、できていないのなら、いつ頃までにできるようなことになるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） ありがとうございます。

実は、これは6月12日、閣議決定したというふうなことで、実際に今回の実施要項というか、要項がまだ来てない状況なんです。ただ、1つだけ言えることは、国はお金出しますよと。あと、人材確保は県並びに市町村がやってくださいというような状況なんです。

それで、本町の現状をちょっと簡単にご紹介しますと、これはめでたいことなんですけど、産休、それから育休の先生が8人から9人いるんです。そういうふうなことで、今、教員のOBとか、そういう方をお願いして、目いっぱいその対応をしている状況で、これを今から市単独でするんですかと。県はなかなか、17市町の対応ということになりますから、なかなかそういうふうな具体的に誰々と紹介するというのは本当にあっても1か2人なんですよ。その人材確保が難しいということです。

それから、今、県のほうから1名だけスクールスタッフ、これを県から紹介いただきました。福井大学の学生さんです。松岡の出身の。この方も2年生で、実際は授業があるんですね。よく話を聞いてみますと、月曜と火曜日だけというふうなことで。ただ、それでも学校のほうは助かるということで、そういう手続を

今後していきたいというふうに考えています。

現状は以上でございます。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） たしか国では時給なんかも定めていたと思うんですけども、ぜひ公募して人材の確保をお願いしたいなと思います。

次に、高校生、大学生への支援についてであります。親の収入減で多額の授業料や生活費がかかる高校生、大学生は、進学を諦めたり、中途退学せざるを得ないような実態があります。

勝山市では、市出身の大学生に生活支援のために12万円を支給するという特別奨学金制度を行っております。

本町は、大学が2つある学園都市であり、町長自らも講義されるように、まちづくりについて非常に最近密接な、そして協力もいただいているところであります。

本町出身の高校生や大学生、あるいは本町の大学に学び、生活されている学生さんへの支援は考えておられないのでしょうか。教育ローンの利子補給の増額については聞いておりますが、それ以外ありませんか。困った学生の声も届いているのではないのでしょうか。その現状も教えてください。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 高校、大学、専門学校に在籍する生徒の保護者向けになりますけれども、経済的な支援といたしまして、従来からありました教育資金、支援給付金事業、教育ローンに対する借入額の何%かを負担するというような事業ありましたが、これを拡充しまして、従来1%であった給付率を2%に引き上げるというような支援を行いました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、100万円の寄附をいただいた方がいらっしゃいまして、その方が町内にいる学生さん、今アルバイトとかなくて困っているんで、その人たちの支援にこの100万円を使ってほしいという、そういった寄附をいただきましたので、今、商工会の皆さん、青年部の皆さんが何かできないかとか、町も一緒になって支援の施策を考えているところです。

ただ、これちょっと難しいのが、住まれているのの実態がどういうふうに把握するかとか、住所があるない、もちろんそれを証明できればいいと思うんですが、

そういったところもちょっとしなければいけないので、逆に商品券がいいとかという意見もありますけど、事務的なものも大変なので、生活必需品を支給すると、何かいろいろ考えて対応させていただきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど言いましたとおり、本町は非常に深い関係もありますので、ぜひ実態を大学のほうにいろいろ聞きながら、ぜひできるところを支援していただいて。そうすると、また学生からいろいろな考え、見返りというんか、そういうのがあると思いますのでお願いします。

それと、もう1つだけ、教育長にお聞きしたいんですが、生徒にとって長い休みが明けて再開されております。学習の遅れを取り戻すために非常に詰め込みの勉強をすると少し答弁されておりましたが、ストレスを感じ不登校とかいじめとか、そういうようなのになってきます。ですから、その辺の考え方を教育長としてどう考えているのかというのが1点と。

オンライン学習、非常に有効だということで、文部科学省も条件を整えばオンライン学習も出席にカウントするというか、そういうのを認めていくというふうなことを言われております。今、先生方で研究会をやっているということですが、やはりそこは専門の方を一人でも入れていただいて、それは何でかといったら、ICTに明るい先生にかなり負担かかるのではないかなと想像できるので、そういう専門の方に入らせていただいて指導を仰ぐとか助言をもらうとかというふうにぜひお願いをしたいなと思えます。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） まず1点ですけど、子どもたちが6月1日から学校を再開しました。まず1週間は、4時間目、給食で下校と。2週間目は、給食を食べて5時間目まで。今日からフルの学校生活というふうなことになっています。

この2週間の状況をいろんなことで報告を受けています。そんなに今学校を嫌がるというふうな児童もいないというふうな現状でございます。

金曜日にもお答えしましたように、やはりアンケート、面談とかいうことで、心ケアをしっかりやっていきたいと思えますし、またスクールカウンセラー等も学校に県から配置していただいておりますので、そういう職員を使いながら、子どもの心のケアを努めていきたいというふうに思います。

それから、オンラインのことですね。これも私、非常に今回のコロナの影響で教職員がICTの教育に非常に感心を持って、実際に本当に実践できるような取

組をやろうというふうなことで研究会をやっていますので、今すごく滝波議員い
いご意見いただきましたので、そこに専門家を毎回というわけにいきませんので、
招聘して、さらに充実させていくというようなことも考えていきたいと思えます。

一応月に1回というふうなことで今計画していますので、どうもありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ぜひお願いをいたします。

次に移ります。

介護についてであります。

本町ではありませんが、介護施設にクラスターが発生したり、あるいは利用者に濃厚接触者が出てヘルパーさんが出勤停止というような状況もあります。本町の社会福祉協議会に勤めている方に聞いてみたんですけれども、この期間、絶対に感染者を出さないというふうにならなで決意をし、細心の注意を払って業務に携わっていたというふうにおっしゃられていました。

一番感染し重度化になるのは高齢者です。今回の経験からどのような課題が見えてきたんでしょうか。

それと、その対策はございますか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 高齢者施設、それから介護事業所等については、感染のリスクまたは重症化のリスクが高いということから、非常に危機感を持って対応していただいたと思っております。

備蓄品については、一部不足しているというような状況を受けまして、マスクの備蓄品については不安があるという声を聞いておりました。

町の備蓄品であります医療用のマスクを介護事業所、それから障がい者事業所、医療事業所等に配付して、その後は定期的に不足を確認しながら提供しているという状況になっております。

一部においては、手作りのマスクで対応しているというような事業所もございました。

それから、消毒品については、次亜塩素酸水とか、消毒用のアルコール、これを介護、医療、障がい事業所のほうにも無償で提供しております。

それから、営業を継続しておられました公衆浴場、こちらのほうにも一部提供させていただいております。

サービスの提供におきましては、通所事業所、こちらにつきましては利用人数を若干減らしまして、また同一方向を向いて3密を避けると。なるべく密にならないような方向で工夫しております。

それから、訪問介護事業所においては、防護服として自作のエプロン等で対応して、休むことなく事業を継続しておられます。

いずれにしても、介護従事者の方はふだんから感染症への意識は高い職種ではございますが、より一層の注意と緊張感をもって業務に当たっていただきました。

感染があってしまった場合の自分を責めるというような気持ちもストレスになっていたのかもしれない。

それから、入所施設においても、同様に感染の防護に努めておられました。面会は禁止というようなことが期間中は続いておりました。家族への報告なんかには、例えばタブレットでやるというような対策をとった事業所もあると聞いております。

今後につきましてですが、幸いなことにといいますか、町内での感染症の発症は事業者においてはなく、クラスター発症もございませんでした。ただ、いつ発症するかも分からないという状況は全国どこでも同じだと思います。幾ら感染症の対策を取っていても出てしまうかもしれない。

そこで、その人たち、感染した人たちを責めるというような風潮が若干見受けられますが、こういったことをなくしていく、そういう考えをなくしていくというのは大きな課題であるのかなと思っております。

コロナ対策も非常に進めておりますが、ふだんからインフルエンザ等にも十分注意をしている職種の方でございますので、常に緊張感を持っておられました。これからもお願いしていくわけですが、常に感謝をもって進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ヘルパーさんなんか、マスクを毎回のように利用者さんへ行くたびに換えたりとかいろいろやっていて、大変ご苦労をされているというふうなお話を聞いております。ぜひねぎらいをしていただきたいなと思います。よろしく課長、お願いいたします。

次に移ります。

労働問題であります。本町は企業で働く方が多く住まわれています。働く場が奪われたり、あるいは生活に困窮になっている実態はつかめているのでしょうか。

福井市は生活困窮者の生活自立を支援する総合窓口自立サポートセンターよりそいに、この3月から4月の相談件数が148件と前年同期の5倍に増えたと報告をされております。特に会社の休業や非正規職員の解雇、残業の減少で収入減となり、住宅ローンを払えないケースも多々あるのではないのでしょうか。対策はあるのでしょうか。

先ほど税務課のほうの話もありましたけれども、いざ自然災害になりますとハウジングファーストといって住居を失った方には仮設住宅を建てて一定期間住んでいただくような対策を講じます。

しかし、このコロナ災害で住宅を手放さざるを得なくなった人も住むところなくなるというわけですから、ハウジングファースト、住むところを支援するべきではないのでしょうか。

本町は、町外からたくさんの方が転入されております。住宅を手放さないような支援は考えておられないのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 永平寺町の雇用の状況についてちょっと申し上げますと、これはあくまで平成27年、国勢調査に基づくものでございます。永平寺町民である従業者数は1万414人、うち町内での従業者数は4,334人、町外での従業者数が5,999人ほどとなっております。

いわゆるコロナウイルス感染症によります国の雇用調整助成金でございませけれども、これは福井労働局が受付場所になってございませけれども、先月の22日まででございませけれども、受け付けた件数が168件、交付決定が84件でございませ。

また、永平寺町商工会におきましては相談に努めていただき、これまで24事業所の相談を受け付けて12事業所は既に申請済みとなっております。

現段階におきましては、町内の事業所で雇用削減されたといった事例は聞いてございませ。

住宅ローンにつきましても、今住宅ローンのことでということではないというふうに聞いている状況でございませ。

永平寺町を含みますハローワーク福井管内の状況でございませけれども、雇用状況でございませ。有効求人倍率が今大分落ちてきたんですけれども、1.71

倍ということで、全国有効求人倍率1.32倍を大きく上回っているという状況で、これはハローワークの方とお話をさせていただいたんですけども、大規模な雇用削減が実施されて、ハローワークに求職者が押し寄せているという状況はないというふうに聞いてございます。

現在、雇用調整助成金を活用して雇用を守っている状況が続いているというふうなことで、町内の雇用されている方にも聞くんですけども、やはり雇用調整助成金とかを使って一旦辞めていただきますとなかなか戻ってこないということがございまして、そして何とかつないでいるといったというふうに聞いてございます。

町といたしましては、2月19日から町内事業者の皆様への資金繰り相談含めて、生活資金、住宅資金などの借入条件相談窓口の設置を町内金融機関のほうに依頼させていただいてございます。

町内金融機関からもそうやって相談に来られた町民の方に対して相談させていただいており、よい条件の下に提案できるよう取り組んでいただいているというのが現状でございます。

今、住宅ローンを抱えた方に対する対応策はというところでございますけれども、やはり金融機関の方らとの、要は話合いの場を持ちながら、どういう対策が必要かといったことを今後も話し合っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 生活者の相談窓口が金融機関にある。ローンを組んでいる人の窓口ですね。いわゆる生活困窮者の相談窓口というのはどこになるんでしょうかというのが1点と、あと金融機関のそういう住宅ローンの相談が元本を少し先延ばしとか、返済先延ばしとかというような相談の実態はどのように把握されているんでしょうか。

それと、よく国の今の雇用調整助成金あるいは自動化給付金、非常に手続きが煩雑で、給付が遅いということで、それまで持てないというような企業もあって倒産してしまうというふうな実態もあるようですが、本町ではやっぱりそういう実態、遅いんでしょうか。その実態をお願いいたしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 生活困窮者という形で町のほうに相談というのは、確かに以前、お金がかなり厳しいといったご相談ございました。そういったもの

につきまして、商工観光課で対応できるものもあれば、福祉保健課のほうとか、社会福祉協議会のほうでそういった相談を受けているというのが実態でございます。

今ほど雇用調整助成金とかもございますけれども、永平寺町のほうに来ておりますのが町のほうで10万円の給付金を今やっております。実は町内に、これはあくまでも28年の経済センサスでございますけれども、町内約800事業者の経済センサスでございますして、先週の段階でございますけれども、実は128事業者の方が、いわゆる町の給付金もしくはセーフティネット4号の認定といったことでおいでになってございます。

要は、セーフティネットと申しますのは、前月比20%以上減少しているような場合に、いわゆる経営安定資金を無利息で借りれるといった融資相談ということである状況です。

そうした場合に、今の、じゃ、どれぐらいの減額されているか——減額というか、売上げが減っているかといったことで、まず飲食サービスの方につきましては、実は29事業所申請に来られています。額にしますと6,600万で、減少率約78%というふうな実態がございます。

また、小売卸業については26事業所の方が来ておられまして、6,300万の売上減少、減少率54%。また、食料品製造業につきましては5事業所ということで6,572万の減少、減少率が32%。

永平寺町全体で、これはあくまで申請されてきた分だけですけども、4月分だけで前年比4億4,000万の売上げの減少といったことで来てございます。

今後も売上げの減少見込みがあるということで、3月から5月までで延べ234事業所の算定では5億6,500万の減少が見込まれるだろうといったことでございます。

やはり今こうした減少を踏まえて、町といたしましてはいろんな融資の話、また認定されている方で実施しております給付金事業で、先ほども述べましたアフターコロナ、ウイズコロナといったことで、これから経済回復、いわゆる売上げを少しでも伸ばしていくという対策を関係団体、関係機関と調整しながら、次の手を打っていくべきだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 生活を困窮されている方の状況把握につきましては、今ほど

商工観光課長申し上げました、福祉保健課であったり、社協、そして税務課の債権管理室等でいろいろな相談に乗る中で、どういうふうに直面してきたか。何か支援ができないか。またいろいろな国、県、またほかの団体の支援等をご紹介とか、町独自でも何か考えられないか。こういったのはしっかりウイズコロナ、アフターコロナ、この中でしっかりと確に判断して進めていきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（石田常久君） 生活困窮者の窓口につきましては徴収猶予等を含めまして、ワンストップということで税務課の債権管理室のほうで対応させていただいております。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ぜひ実態をまた各課連携の中でということなんで示していただけたらなと思いますし、あと町内の業者の減少額というのはもうすごいなというふうに改めて思いました。

第二、第三の手だてを講じていくんだろうと思います。

10万円の応援金ですか、あれ9月まで延ばしたというのは非常にありがたいなというふうに思っておりますが、なかなかそれだけでは不足かなと思いますので、国の補正第二次が多分来ると思いますので、それでぜひ対応をお願いしたいと思いますが、何か考えているようなことがありますか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） やはり永平寺町内のいわゆる小規模事業者の方のこれだけ売上げが落ちている中で、少しでも売上げに貢献できる事業とうことで、町といたしましても関係する団体とどういったことが求められているかといったお話をさせていただいてございます。

できましたらまた近いうちに皆様にお示しさせていただいて、何らかの予算とか計上させていただいて、何か町内の経済の振興にできたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） お願いいたします。

次に、財政のことに移りたいと思います。

今回の専決補正予算及び6月の補正予算の中で、コロナ対策費、町費、一般財

源は、私の計算した中では8,403万円というふうに計上されていると思います。今後の第2、第3波に備えて予防費や経済生活支援が欠かせなくなります。

ここで財源のある自治体とそうでない自治体、非常に格差が生じているのも実情です。そのため、各自治体は財源を確保するためにあの手、この手を使っております。

例えば、これはあまり賛成はできないですけど、10万円給付金を職員の方にお願ひしてというような話もありましたぐらいであります。

また、経済の低迷で次年度以降の歳入の影響が十分考えられるわけですが、財政課長が答弁の中で、中止になった事業と事業の見直し、そして差替補正予算を早急にというふうに言われておりますが、いつ頃かということと、多分、中止になった事業の中でインバウンド関係の事業がありましたよね。広域でやるようなこと。あれ、インバウンドもなかなかすぐには効果が出てこないの、あれらもどうなんかなってというふうに思ったりもいたします。いつ頃示されるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず最初に、この財源について、今回、コロナ禍が始まったときに、まず支援が必要になる。まず学校が3月の下旬から休みの要請が来ましたので支援が必要になるということで、町としてまず思いつきで進めるわけにいきませんので、財源があるか、どれぐらいの規模で支援ができるかという試算をまず出しました。

ご存じのように、3月の今年の当初、83億の一般会計を組ませていただいております。これ、実は本当に皆様の協力をいただいた中で、結構ぎゅっと絞って、本当に大きな事業も大分が片がついてきましたので、今年度絞った中で、じゃどれぐらいいけるかというのを試算をしております。

その中で、やっぱり2億円ほどまず。大雪のときに3億円使いましたので、まずは2億。このときにはまだ国の支援があるとか、そういったことは一切決まっておりましたが、やっぱり住民をしっかりと支えようということで2億の中でいろんな支援を考えていこうという中からスタートをしております。その財政調整基金、そういうのを充てながらやっていくんですけど、今回についてはまずはしっかり財政課長とも話をしまして、2億ならいけるだろうということでスタートさせていただいております。

今の組替えについて、今からちょっと財政課長のほうからお話をさせていただ

きます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） この間の上田議員のご説明で申し上げましたとおり、今後、中止となった予算については、9月議会以降、できるだけ早く対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

なお、今ほど町長のほうから申し上げましたように、県内の各市町の人口と予算規模なんかを見ていただければおのずと分かるように、私のところの町は一番人口当たりの予算規模は小さいんです。でも、内容は決して見劣りはしておりません。

将来に向けて、先ほど金元議員の中でもお話ありましたように、次世代を担う子どものためにも、いろんな方向でお金を残したり、負担を軽くしていかなあかんというのは町長の第一の考え方でありまして、財政もそれに従いまして、できるだけ省くものは省く、必要なものには手厚くいくというふうなスタンスの下で、今回のほうも2億までならまず一遍目は行きましようということでお話をさせていただいております。

今後につきまして、先ほど申し上げましたように、事業精査を行いながら、必要なものについては減額をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 9月と言わず早く出していただきたいなど。順次、出していただきたいなと思います。

本町は財政調整基金、町長になられましていろいろ積んでおりますので、非常に猶予はあるというようなことも課長から聞いておりますが、ただ、本年度の、令和2年度の当初予算の採決のときに、議会で幾つかのご指摘をさせていただいております。多分、そのことについてもまだあまり回答はいただいてないんですけども。

例えば永平寺線の整備事業、本年度、9,450万だったと思います。総事業費、何年か分かりませんが、7億の事業であります。ただ、インター周辺の開発整備を明確に進めるというようなことを議会でもご指摘をさせていただいているんですが、ただ、この状態でなかなか企業活動というのはそう盛んではないと思われております。そういった事業、例えば1年遅らせるとか、インバウンドも何年か遅らせるとかというふうに組替えをしていく必要があるのではないかなと思っておりますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 町内の経済の動向並びに県内の経済の動向を十分注意させていただいて、今ほどのご提案のような、事業の優先度と言うたら言葉語弊がありますが、町としてどれが有効、また事業者の皆さんにとってどういう事業が有効かというのはもう検討に入るように指示しているところでございますので、今後、いずれかの時点でそういうものについてはお示しできるかと思えます。

それとあと、議会でのご指摘事項というのは、各課にそれぞれ周知しておりますので、各課でその課題に向かって取り当たっておりますので、またそれも今後、いずれかの場合に報告出てくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこの見直しにつきましては、例えばイベントとか、インバウンドもそうですよね。ただ、全て見直すんじゃないに、準備をやっぱりしておかなければいけないというのがありますし、ハード面については1年、2年止めてしまうと完成も1年、2年遅れてしまう。コロナはいつかは終わりますので、その後にもつなげていくということをしつかりやっぱり考えていく中で、しつかり各課、事業を今精査しておりますので、またこれは9月とか、そういったときに9月議会で組替えとかお示しできればなと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） よく識者が言うには、経済効果があるやつを進めてというような話もあります。その大前提は人の、住民の命とか、そういうような財産を守るというのが大前提だと思いますので、その観点で進めていただけたらなと思えます。

次に、災害についてであります。

地球温暖化の影響で毎年災害が発生しております。2017年は九州北部豪雨、2018年は西日本豪雨、2019年は台風19号と、出水期に備えて町もこのように新型コロナの避難所手引を早速作っていただいたということは非常に迅速な対応で評価をいたしているところであります。

ただ、危惧する点は2つあります。一つは、避難所の使用時、コロナの3密を避けるということでかなり収容が4分の1、5分の1になるんでないかというふうなことも報道されております。たしかテントを使ってというようなお話もいた

だいたんですけれども、それで本当に間に合うのかという、やっぱり分散をしていかなければならないのではないかなど。

ただ、問題は分散すると人手がかかるという問題がありますので、非常に微妙なところですが、本当にその対応で大丈夫なのかどうかというのが1点。

それともう1点は、コロナで防災訓練がなかなかできていないと。いよいよ出水期もありますし、訓練ができないと大変であろうと思いますが。ただ、今できることは何かということを考えていただいて行動していただきたいと思います。その今何ができるかということが何かありましたら、お答えをいただけたらなと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 分散ということでございますけれども、せんだって町長のほうからもお話ありましたけれども、その分散することによって、事前に住民の方が今まで警戒レベル3のときに避難していた場所とまた違った場所を設けるということについては、かえって混乱するということもありますので、この前の6月号の広報でもお知らせしましたように、警戒レベル3のときには8か所の避難所、こういう場所があります。それが警戒レベル4に変わったときに、広域の避難所に変わりますよといったことで、それぞれの避難場所を書いたものを広報等でお知らせしているところです。

避難所につきましては、災害と豪雨等で感染の疑いのある方が避難されてきた場合には、受付のところで検温するなり、問診をして、各施設、別の部屋を用意するというようなことで各施設確認をしまして、そういった専用スペースは設けることが可能だというふうに確認をしております。

そういったことから、分散というよりも、今ある施設を感染リスクを下げるような形の取組をしていくというような形で部屋を分けるとか、専用スペース、動線を確保するといったようなことで対応していきたいなと思っておりますし、当然、感染に必要なマスクですとか消毒液、そういったものも備蓄しておりますので。

それと、避難されてこられる方自身もそういったマスクの着用ですとか、手洗いの励行といった意識を持っていただくといったことも重要でないかなというふうに思っております。

また、訓練ができていない中で今後の対応ということで、広報のほうで水害に備えてということでお知らせをさせていただいているということと、各自主防災

会のリーダーの方、地区区長さんには先ほど議員提示していただきました避難所運営の手引をお渡ししておりまして、そのときのチェックリストとか、そういったものを活用しながら対応していただく。

また、いざというときにそういう避難行動、避難活動に携わっていただく区長さん、自主防災会、日赤とか民生委員さん、いろいろな方にはせんだっても申し上げましたけれども、消毒用のアルコール液を配付させていただいて対応しているといたような状況で、それぞれに感染リスクを下げるような対応を取らせていただいているところです。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 先ほど言いましたとおり、毎年1回大きな災害がございます。たまたま本町にはないだけで、その傾向があるのは間違いないです。ぜひ十分な備えをしていただきたいなと思います。

危機管理というのは専門家が言うには、最悪のことを想定して取りかかりなさいと。それがそうでなかったらよかったというふうに思いなさいと。決して経済効果などは全くないですからというようなお話もしておりました。

急なことなんですけれども、まだまだ見直しをかけていくんだろうと思いますので、ぜひお願いをしたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 災害については、やっぱりしっかり早め早め、やり過ぎはないと思っています。

昨日もちょっと雨が降りましたので、対策室の中で本当に多くの職員が対策室のほうで夜9時半ぐらいまでかかって対策に当たっていただきました。私もしっかりここで待機をさせていただいておりまして、やはり早め早め、今回は何ともないだろうじゃなくて、何か起きるだろうという、そういった意識の中でこれから職員一人一人もそれを心がけて対応していきたいと思いますので、またご指導よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 最後に、今後についてであります。

第2、第3波というのは必ず来ると言われておりますが、そのために早急にしなければならないこと、やられていると思うんですが、今回の経験で4か月間で学んだことがいろいろあると思いますので、ありましたらお願いしたいなと思いますと同時に、今回、コロナというウイルスの恐怖もありますが、感染者、濃厚

接触者、医療、介護従事者への偏見から大変な行為に至るという、いわゆる人災も多々あったのではないかなと思われております。様々な立場や弱者の立場に立って寄り添うことが大事やというふうに改めて感じるところであります。それらのことを啓蒙というか教育というか、そういうようなところは何か考えておることはないでしょうか。公の機関が働きかけをすることが重要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 第1波の経験から学んだことということでございますけれども、まず感染対策として、やはり3密を避ける、せきエチケット、手洗いの励行といった基本的なことではありますけれども、そういったことを一人一人が十分自覚して実践していただくということが大変重要だなというふうに考えているところでございます。

また、新型コロナ感染対策と自然災害との中で、この新型コロナウイルスを恐れて避難所にかえって行かなくなるといったようなことのないように、当然、避難所には、先ほどの繰返しになりますけれども、感染防止の対策を取っておりますし、そういった備蓄品も用意しておりますので、危険を感じたときにはやっぱり避難所に避難していただくといったようなこともこれから周知していかないといけないなと思っておりますし、これらの対策の中で、例えばですけれども、今、非接触ということが一つのポイントになっているかと思うんですけれども、これら全ての施設どこにでもできるというものではないとは思いますが、ドアノブを手で直接触るのではなくて、ドアノブに今アタッチメントで腕で押ししたりとか、ドアノブそのものを触るということではなくて、そういった器具を取り付けるというようなことも何かいろいろほかではやっているようなことも聞いております。できるできない施設は当然あると思っておりますので、そういった対応も今後必要になってくるのかも分からないというふうには考えております。

いずれにしても、県の対策本部では、1週間当たりの新規感染者がおおむね5人以上発生しますと注意レベル、それが20人ですと警戒事態レベルというふうに捉えているということもございますので、そういった県の対策本部の情報を十分こちらにも収集しまして、町として対策を打つときには必ず町の対策本部を立ち上げまして、全ての課長と協議しながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 医療従事者とか介護従事者、またいろいろな人権を侵害されている方のお話も日本中いろいろありました。ただ、やっぱり私たちはしっかりそういった一生懸命支えてくれている皆さんのことを尊重して、また至るところでその人たちのことをたたえて、発表して、分かってもらうように伝えていくこと。また、本当にその現場で困っていることをできる限り支えていくこと、こういったことをやっぱり一生懸命やっていくことによって町の皆様とか、いろんな方々にそういった人権の差別とか、そういったのではなしに、本当に感謝の気持ちを持ってもらう。

今、テレビのCM見てもいろんなところが感謝のメッセージを出していたりしていますし、先日も町のごみの収集をされている方のフェイスブックで「収集ありがとう」ってこういうメッセージもらいましたとか、そういったのもありますので、そういったのもどんどん町としても皆さんに伝えていければいいなと思っておりますので、また何かいろいろなご意見とか、何かそういう情報がありましたらまた教えてください、お願いします。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今回のコロナで大変な目に遭っておりますけれども、その中で意外と現状をやっぱり転換する機会になるかと思えます。ぜひ先ほどの偏見的な差別ということもやっぱり教育の場でもぜひ考えていただきたいなと思っております。

次の質問に移ります。

松岡小学校区の幼稚園・幼児園の再編についてであります。

初めに、この再編は誰のためにあるのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） これまでの幼稚園・幼稚園施設再編検討委員会や議会とその成長時期にふさわしい将来の子どもの幼児教育・保育環境に近づけるため、子育ての在り方をご審議していただき、子育て家庭、子どもの育ちに配慮した環境の確保に向け、子どもたちのことを第一に協議してきました。

現在、通園されている児童も含め、未来の子どもたちにとって「共に学ぶ、共に育つ」幼児教育・保育環境を継続させ、保護者の子育てサービスの需要に応えていくためには、民間活力を生かしたサービスの充実や、公立、私立の選択肢が増えることは、町民目線に沿ったものと考えております。

将来に必要な行政サービスを維持していくためにも、子育てサービスも含め、

幼児教育・保育の質の向上を図るために提案しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5 番、滝波君。

○5 番（滝波登喜男君） 子ども並びに保護者の子育てへの支援というところで今再編をということだろうと思います。

ただ、今回、私の質問の中では、町が提案している今回の4園を3園にする計画について、少し異議がありますので質問をさせていただきます。

それは、この再編は、先ほど言いましたとおり園児及びその保護者のためにあるものです。ただ、先ほど言いましたとおり、子育てしやすいためにということが大前提であります。

では、保護者は幼稚園の選択をするのに最も中心にする理由あるいは動機づけについてはどうなのかということを考えてみたいと思います。

これは幼稚園・幼児園の在り方検討委員会が保護者対象にしたアンケートに出しております。松岡小学校区4園のアンケート結果は、選択理由の第一は「自宅が一番近い」というのが普通であります。ただ、松岡小学校区は小学校区に4園あるということですので、自宅に近いというのが一番に来るといふふうには限りません。4園のうち2園はそうではありません。

例えばなかよし幼児園、現在、入園者数113人、そのうち清流地区が73人で65%を占めております。そして、神明地区が9人で8%、薬師地区が5人で4%、志比堺が1人で1%というふうになっております。このなかよし幼児園の一番の選択理由、このアンケートに書いてあります。「送迎しやすい場所にある」ということが一番やということであります。

そして、もう一つの理由、第4番目にあるのが、他園には全くほとんど見られない理由があります。それは「施設設備がよいからである」といふふうにかかれております。このことはなかよし幼児園が保護者の通勤途上に位置している。道路事情がよいあるいは建物がほかより新しいという理由で選択しているわけです。

今ほど言いましたとおり、清流地区、神明、薬師、志比堺地区には近い幼児園が実際にございます。でも、そこに行かずに、遠いなかよし幼児園を選択しているという理由がこの2つではあります。

そうしますと、町の計画で東園に位置して改修するということは、必ずしもこの保護者の送迎しやすい、あるいは施設設備がよいに当てはまらないのではない

かというふうに思います。ですから、これに同意しかねるわけであります。

ましてや、町の計画には東園のところに現状維持（入園児の推移により他園との統合を検討というふうに明記をされている。これは10年間の中でそういうふうに明記をされております。これも町は近い将来にこの入園児数が東園には減少するというふうに考えているのではないのでしょうか。

ただ、10年後の園児数は、現在、約300名、10年後もほぼ変わらずです。ということは、どう考えても清流地区等に今130人ほど園児がいます。それ以上になると想定されます。そうしますと、東園に行くということはかなり不可能でありますし、その選択はないです。ということで、私はこの東園をもう一度考えるべきではないかなと思います。

ただ、提案を1つだけ言います。それを直すには、やはり交通の便のいいところ、勝山街道沿いにその場所をどこか選択をしてそこに建てるというのがいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、東園が神明の方、薬師の方、志比塚の方がなかよしに行っているというお話ですが、これは長岡議員のときにもお話ししました。東園にはゼロ歳がありませんので、ゼロ歳から預けたい場合はどうしてもほかの園に預ける。そこで預けますと卒園までその園にいるというそういった環境になる。

今回、東でやるときにはしっかりとゼロ歳から進めていくことによってしっかりと確保できるかなと思うのと、もう一つ、東がそのまま統合という話は、実は3月の全員協議会でお話をさせていただきましたが、その後、また議員の皆さんからいろんな意見を聞かせていただきまして、町の方針を変えております。議会だよりのときには、なぜかその方針のことは載せられずに、今滝波議員がおっしゃられたそれが載ってしまって、町としましては議長のほうに、これではちょっと違うんじゃないんですかというのは申入れはしたんですが、なりました。

町としましては、滝波議員、当時、そこで東幼稚園を新築したらどうですかという意見をいただきまして、ただ、なかなか新築は厳しいですけど、大幅な、本当に現代に合ったりフレッシュのそういった改築をさせていただきます。また、近隣に駐車場を確保する。これはその会議の後だったかもしれませんが、町はいろいろなお提案を受けながら進めてきた中で、ご提案もさせていただいております。

そして、勝山街道沿いに何か園ができないかというのがありますが、町も実は

いろいろな場所については探しましたが、先ほどから申し上げておりますとおり、この松岡、公園の用地を幼稚園にしなければいけないぐらい地面がないエリアになっておりまして、そういったことも含めて、この旧松岡町の先人の皆さんがこのままではということで、今清流地区の開発に伴ってあそこの用地を幼稚園用地として用意していただいていたという、そういった流れもございますので、その辺についてはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 東幼稚園の統合につきましては、議会からの地域性を考慮することを踏まえまして、松岡小学校区内の園の配置とか、松岡東幼稚園のゼロ歳児の保育を行うことを提案しております。

東幼稚園につきましては、通常の改修工事ではなく、大規模なリフレッシュ工事を行いまして、環境の改善を図りたいと考えております。

また、近隣での駐車場の確保もめどが立ちましたし、このように町が責任を持って子育て環境の向上に取り組んでまいりますので、議会からの承認いただいた再編の体制には変更ございません。

以上です。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時15分 休憩）

（午前11時25分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、7番、奥野君の質問を許します。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 最後となりました。奥野でございます。

2つ、2問、一般質問を行わせていただきます。

一つは、同僚議員が何名か質問されました幼稚園・幼稚園再編について、やはり行政が提案した政策、施策につきましては、決めるべきときに決めるという必要性について町民の皆様にもお分かりになるように、再度のご説明をお願いしたいと思いますのと、コロナ対策禍での3密防止とか、介護者の方が感染してはいけない、いろんなストレスがあったと思いますが、介護事業に課題があったのかどうか、またはその介護事業者の苦労について、行政担当課として何か思いがあれば伺いたいと思います。

では、最初の質問に入ります。

日本の人口は、2008年、平成20年にピークをつけて、その後、毎年減少を続けています。本年4月、総務省が公表しました、昨年10月1日時点での外国人を含む総人口、これは推計人口ですね。国勢調査と各市町の住基台帳人口を計算したのですが、1億2,616万人で、この中には、総人口の中には外国人も含まれていますけれども、外国人の方が7年連続増加となる中で、トータルでは前年比27万人減。9年連続の前年割れ。減少率はマイナス0.22%で、統計を開始した1950年以来、最大の減少率となったそうでございます。

その中で、15歳から64歳の生産年齢人口7,507万人で、総人口比率は前年比マイナス0.2%ということで、比率は59.5%、過去最低を更新したということです。

それから、65歳以上の高齢者は、総人口比は28.4%、前年を0.3%上回り、これも過去最高の比率でございます。

今、我々が幼児園・幼稚園再編でも考えねばいけないのは、14歳以下の子どもの人口でございますが、これは1,521万人で、割合は12.1%と。これも過去最低の比率人数でございます。

北陸3県、福井、石川、富山におきましては、各県とも人口減少していますけれども、四捨五入して言いますと、富山は104万4,000人で、マイナスの0.66%、石川は113万8,000人で、マイナスの0.50%、福井は76万8,000人で、マイナスの0.78%と、これも北陸3県の中では福井が減少率は一番大きいと、そういう状況下にありまして、本町におきましても、我々が身近に実感しているとおおり、少子高齢化は紛れもなく進んでいます。

社人研の将来人口の推計が各行政の施策の基準値として取り上げられていますけれども、人口減少の推移は社人研推計を2年上回るスピードで減少が進んでいるということです。

具体的に、我が永平寺町でございますけれども、平成19年4月1日、住基台帳人口は2万315人、うち14歳以下人口は2,912人、14.3%でございました。それから、10年後、29年4月1日は1万8,881人の人口のうち、14歳以下は2,387人、比率は12.6%、平成19年比、マイナス525人。令和2年、今年4月でございますけれども、4月1日は1万8,369人に対して2,155人、比率は11.7%でマイナス232人と、毎年毎年着実に14歳以下の子どもの人口が減っています。

こうした少子高齢化、人口減少が進む中で、自治体の将来財源の減少も予想されますが、町は町有施設、設備の今後の効果的なメンテナンスや効果的な管理活用を目指して、公共施設の第3次行財政改革大綱実施計画をまとめて、先年、議会にも提示されています。

今、世界は、我々は100年に一度の自然界からの逆襲といますか、新型コロナウイルス感染拡大に見舞われ、いまだ混乱が続いていますが、私はこのコロナの途中で、改めて思うことがありました。

それは、これまでに幾つかの本町行政が、理事者が上程した議案の実施を決めてよかったなと思うことであります。といいますのは、今回の幼稚園・幼稚園施設再編計画のように、町議会においてはそれまでの質疑、議員間の質疑あるいは行政との質疑、討議を経ても、議員の一致を見ず、意見が相違のまま採決による多数決で町施策の実施の方向が決められることが多々ありました。

例えば国民背番号制による監視社会をつくるという反対がありましたが、個人番号再現というものを条例制定。これも現在のような状況ではこういうナンバリングによる社会体制の整備といますか、効率的な運用についてもやはり基盤整備は必要であると。これを有効に活用しているのがバルト三国、人口が五、六百万人くらいの国家でございますけれども、生産性といますか、国民経済の効果的な運用を助けています。

それから、ケーブルテレビの事業民営化による光回線ネットワークと情報社会のインフラ整備でございますが、これも現状のままで問題がないではないかと。なぜ今それが必要なのかという反対のご意見もありましたが、今回のようなことを経験しますと、県内の各大学、短大、専門学校はインターネット回線を使ったテレ授業といますか、授業を学生に対して進めています。これもそういうそのときの行政が打ち出した施策の実行がなければ、今大変な混乱の中にあっただかと思えます。

次に、けやき台の一番奥のところで町有地がございました。隣は山林というようなところでございますけれども、そこを町が所有していても、その先、活用する見込みがないということで、民間の事業者に払下げて活用していただくという案件がございましたが、これもこのアフターコロナでは、ますます売却が困難。活用したくても活用できない。誰も欲しいという者はいなくなるような状況ではなかろうかと思えます。

また、越坂1丁目、危険な侵入道路、冬はスリップして道路の外へ転落するん

ではないかというような侵入道路、長年の地域住民の改善要望がありましたが、これも行政が粘り強く県と交渉していただいた結果、県道の拡幅、改善等、改修後の町道管理による解決スキームを提示されました。これも峠の反対側、地区住民の利便性が損なわれると。中部縦貫道が将来、有料化された場合、その負担をどうするんだというふうな反対のご意見もございましたが、もしこれが決めてなければ、人口の社会的移動といいますか、社会動態のマイナスはより一層拡大と、ここの地区の社会動態のマイナスはより一層拡大したのではないかと考えています。

などなど、行政、理事者側としては現実の眼前の町民福祉向上のために目前に行っている現象の課題解決のために施策を実施に移すことは当然の義務であると私は理解します。と同時に、これまで行政スタッフは一丸となって多くの課題に対応してこられたと評価させていただいております。

先ほど申し上げましたように、町内人口や子どもの数、社会経済の状況は時代とともに年々変遷をしています。その変化に合わせて、町内政策の実施を図る責任が行政にはあります。やれば、町政の主権者である町民にとってメリットがあるのは分かっているけども、手をこまねき何も実行しないのは町民福祉に対する不作為責任が追求されるのではないのでしょうか。

政策全般について、やるべきときにはやらねばならないというその考え方について、理事者側のトップでございます町長のお考えはいかがかと思いますが、お伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のコロナ禍の中で、こうやってスポット的にやらなければいけないこと。また、将来的に向かってやらなければいけないこと。行政を預かっていると、また行政の仕事をしていますと、いろいろな推計であったり、将来の見通し、予測、また将来に対する答申について今現状はどうなるか、過去はどうだったか、こういったことを常に考えて仕事をさせていただいております。

その中で、やはり、これ何度も申し上げていますが、決して私とか役場の運営を楽にするために仕事をしているのではなしに、永平寺町のため、また住民のために仕事をさせていただいております。

今、この人口減少社会、少子高齢化社会の中で、なかなか右肩上がりの社会といますか、そういったのではなしに、これからはいろいろみんなと協力し合いながら課題を解決していく。それも多くの皆さんはどういった課題があるかとい

うのは、実は薄々分かりながら進めていっている中で、その時々には思いつきで判断するのではなしに、しっかりと備えながら進めていくことが大事で、従来の右肩上がりのときの行政運営と、これからいろんな課題がある中での行政運営とではやはり違うところが多々ありますし、責任の重さというの、説明責任というものもあると思います。

もう一つは、また従来と違いますのは、この情報化社会、インターネット社会になった中で、やはりしっかり公平に住民に説明ができることを求められますし、行政だけではなしに、民間、ほかの団体との連携、ただこれも公平性、またしっかりと説明ができる連携でないといけないというのがありますので、そういったのも併せて、今いろいろ取り組んでおります。

今回のこの幼稚園の再編、またいろいろな計画等につきましてもしっかりと未来につなげるため、また今のサービスをいかに落とさずにしていくため、そして今のサービスを維持するのにお金を使いますと、ほかのサービスが今度おろそかになってしまうのではだめですので、そういったバランス、こういったものをしっかりと考えながら、職員一丸となって、また知恵を出し合って、また住民の声を吸い上げて、また議会に確認を取りながら進めさせていただいております。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） ありがとうございます。

今の幼稚園・幼稚園の再編についても、議会での質疑、審議はこれまで多くの時間をかけて町内外の現地視察、関係担当課からの資料、データの提供を受けて、また現場の園長先生や保育の担当者の方々からもスタッフの声もお聞きしまして、議員もその必要性を私は理解したつもりあります。

今ここへ持ってきましたが、これは担当課からいただいたその資料ですね。14回議会に対して説明を行われました。うち2回は町外視察、町内視察。その町内視察には、松岡幼稚園の擁壁の視察もございましたが、合計14回やられた苦労の労作といいますか、資料等、それから1回は県外へ議会が全員視察で京都府の大山崎町というところへ、これも民間園、私立園の導入による町内の保育体制の整備ということで視察に行きました。

そんなことでですね。

○議長（江守 勲君） 金元議員、私語は慎んでください。

暫時休憩します。

（午前11時41分 休憩）

(午前11時42分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今説明しましたように、我々議員はたくさんの資料と現地視察、それから担当課、現地の保育のスタッフの方からもお話をお聞きして、その必要性を少なくとも私たちは理解したつもりです。

今回の幼児園・幼稚園の再編についても、やはり外部環境というか、社会的な変化が、それを必要とする環境変化があるということで、当然、理事者側は長期計画でまずトレンドを調べ、1年、2年で出してきた案ではない、公共施設の有効活用あるいはメンテナンスの計画を立てるときから、そういうことを、いろんなファクター、要素を調査の上出されてきた案だというふうに見えます。

私たちは議員としてこれだけの資料をいただいて理解したつもりですが、理解されない方もいらっしゃるということが今ほど証明されましたが、今、この議会の一般質問を聞いていらっしゃる町民の方にも分かりやすく説明していただけたらと思います。その必要性、なぜ今やるのか、その意図、効果についてもう一度分かりやすくご説明をいただけませんか。

その中で一つ、町の広報紙で、木の下の新設予定の園では定員を120というふうに案として出されていますけれども、園長先生方の視察についても120はよくて、150はだめだというふうな、視察、報告は私たち議員は受けておりません。南条、南越前町ですか、230というのは230はちょっと多いかなという感想はございましたが、それからこの大山崎町でも150ということで、それが不適切というふうな印象は持っていませんが、そこら辺含めて、必要性、なぜ今それをやらねばならないか。そして、やったことに対して子どもたち、あるいは保護者に対してどういう福祉向上策になるか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 幼児園・幼稚園再編の必要性は、幼児園・幼稚園に現在通園されている児童も含め、未来の子どもたちにとってよりよい幼児教育、保育環境を支え、継続していくことや、子育て家庭、子どもの育ちに配慮した環境の確保に向け、子どもたちのことを第一に行うことです。

さらに、子どもたちの安全な保育環境を確保するため、40年が経過している

園施設の老朽化も考慮して、施設再編が必要と判断し、進めています。

民間の幼稚園につきましては、私立園のない県内の市町は、本町を含めて3町です。全国では約7割が私立園であり、公立園同様の幼児教育が行われています。これまでの質問で答弁させていただいたとおり、他の自治体での取組や民間活力を生かしたサービスの充実は、公立、私立への選択肢が広がることや、よりよい子育て環境を確保する観点からも、町民目線に沿ったものと考えています。

民間幼稚園の特徴やメリットにつきましては、これまで説明してまいりましたが、民営化の園の再編の効果としまして、保護者の選択肢の幅が広がる観点や、公立、私立園が共存し、刺激を受けることでお互いの幼児教育・保育の質の向上が図れると考えています。

また、運営面につきましては、園統合による年間運営費の縮減が図れますので財政効果が見込まれます。また、民営化につきましては、民営化ならではのサービスが期待できるほか、国、県より私立園に対しましては運営補助金が補助されますので、町の負担が軽減され、子育て支援サービスをはじめ、多様な行政サービスを将来にわたり提供することが期待できます。

以上のことも踏まえ、公立、私立園にかかわらず、町が責任を持って子育てに取り組んでまいりたいと考えております。

また、定員120名につきましては、現在の園児数並びに今後の園児の推移を踏まえまして、さらに議会とも協議したものを踏まえまして、定員を120とさせていただきます。ただし、規模は150名ということで、よろしく願います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今の課長が説明した内容につきましては、また広報等を通じて、また住民の皆さんにもしっかりと説明をしていきたいと思っておりますし、また、今回、議会の皆様におかれましても、またいろいろな角度で住民の方に、皆さんもいろいろな情報、また共有しているところもありますし、視察行かれた結果。それはそれぞれ皆さんいろいろな思いがあるかと思いますが、そういった中でまた住民の皆さんにもいろいろお知らせしていただけたらと思っております。町も責任を持って、広報等を通じてお知らせをしてまいります。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） ありがとうございます

広報紙でも広報されていますように、全国におきましても民間園は68%、県

内におきましても私立園が54%という状況というふうに報告されています。また、我々は近隣の市町において、実際に子弟を私立園にやられている方々のお話も聞きますが、選択の範囲といいますか、多様な選択肢があつていいと。大山崎町もそうでした。そういう結果もございますので、ぜひ町民の福祉の向上のために政策を実施していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

2番目は、コロナ対策、3密防止、介護者が感染する、あるいは介護者を經由して被介護者に移すとか、そういうことを防止するというふうな、いろんな制約がある中で、町内の介護事業に課題はなかったのか。なかったらなかったでいいんですけども、社協さんや介護事業者の方が行われた感染防止対策については、その対応にご苦労も多かったと思います。行政の担当課として福祉保健課のほうでは感染防止を要求される中での介護事業について、何かご感想ございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 具体的内容については、先ほど滝波議員の回答にも申し上げたとおりでございます。

町内事業者さんには本人、それから家族の生活を守るために非常にご尽力いただきました。うつらないとか、うつさないとか、非常に緊張とストレスの高い状況であったと思いますが、感謝と敬意を申し上げます。

町としましては、マスク、それからアルコールの備蓄品等を提供しての応援でした。また、非常に対策とか情報がさくそうする中での予防方法など、必要であるものをお示しできるように注意して提供できるように対応しておりました。

ただ、課題として上げられるとすると、先ほども出ておりましたけれども、感染に対する恐怖から誹謗中傷に走る、感染した人、それから濃厚接触者を責めるような対応が見受けられました。こういったことは今後もぜひとも注意していただきたい、注意していく、啓発していく、正しく教えるということを啓発していきたいと思っております。

また、介護事業においては、住民の生活を守るためになかなか止めようがないというところがございます。国のほうからも代替サービスを提供できるようにという対応を検討せよということは通達として来ております。

通所介護事業所がもしも感染者が出た場合には、残る事業者さんで訪問サービス等の提供をせよというような体制を迫られております。ただ、そこへの従業者

を確保するにはなかなかハードルが高いということがあります。こういったことは、今後とも大きな課題かなということを思っております。

福祉保健課としての所管となりますけれども、育児にしても介護にしても障がいにしても、従来、家族でやっていたサービスが社会で担うようになってきました。これは裏腹になりますけれども、やはり感染が広がるという中での対応ということになってしまいます。福祉事業等にサービスとそれからコロナの感染対策ということでは、言わば逆の方向になってしまうなということになります。

町としても介護予防事業については、現在、ストップしております。新しいスタイルを持って進めるということになっておりますけれども、これを周知していくのにはなかなか時間がかかるなど。高齢者の皆さんにも一層の覚悟を持っていただく必要もあるなということを思っております。

ただ、現在ストップしている中で、高齢者の中から早くやりたい、何かしらやりたいという熱いお気持ちも聞こえてきております。非常に落ち込んだ状況の中でありがたい、力強いお言葉だと思っております。

第2波、第3波もある中で、今後、2次災害ということで介護認定者が増えてしまうというおそれも考えられます。このまま予防事業等止まり続けているわけにもいきませんので、新しい生活スタイルの中での留意事項、感染に気をつけるといった内容になっておりますけれども、これを広く監視をしながら、新しいスタイルを提唱していきたいということを考えます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 以上で通告による質問を終わります。

お諮りします。

一般質問はこの程度で終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

これにて一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

(午後 2時30分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第2 請願第1号 老朽原発稼働に関する請願書～

○議長（江守 勲君） 日程第2、請願第1号、老朽原発稼働に関する請願書の件を議題とします。

本件は、去る令和2年3月9日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、当委員会の報告をしたいと思います。

請願、あとも含めて3件については、6月2日全員協議会で意見交換を踏まえての委員会の報告であります。

請願第1号、老朽原発稼働に関する請願であります。

趣旨、理由の説明、高浜1号・2号、美浜3号は、既に40年以上前に設立。当初の安全が放射線、中性子線により安全使用の限界を超えており、一旦大事故が発生すると巨大な核暴走事故になる可能性が高い。また、事故の終息は極めて難しく、県内に住めなくなる可能性が非常に大きく、住民の健康をむしばみ、命まで奪うことになりかねない。このことは、さきの東日本大震災の福島原発事故から見ても明らかである。

その後、5年ぐらい原子力発電が止まっても、私たちの暮らしには何の影響もなく、現在でも原発の発電量は2%しかないということでもあります。

意見として、世界的に見てフィンランドでも再稼働し、60年も経過している実情がある。再稼働の要件の安全基準に基づき、部品交換、耐震補強等の実施と原子力安全委員会の再検査も受けている。日本だけでなく、今、財政的な考慮をすると、現在、新たに設置する場合、建設が1兆円にもなるというようなものであり、使用できるものは使用する方向であります。

福島原発は安全基準はクリアしていたが、それ以外の外力での事故につながっているものとなっているということでもあります。

原発が全て止まった場合、石炭、天然ガス、化石燃料に頼ることになり、現在のCO₂発生からも課題であるというようなご意見がありました。

採決を行いました。賛成、反対同数となり、委員長判断に委ねられました。現

在の福島原発事故や住民の安全に対する不安や地震、津波等、起こり得る未曾有の自然現象や事故を鑑み、委員長判断で採択といたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 2 番、酒井秀和君。

○1 2 番（酒井秀和君） 私たちは物事をやはり点ではなく線で捉えていく必要があるのではないかなと思っているわけですが、日本のエネルギー自給率の現状や長期的に見た原子力発電のメリット、デメリットについてはどのように話をされたのでしょうか。

また、原発を止めた場合、地球温暖化やピークオイル、エネルギー安全保障に対する有効策についてはどのように話をされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（江守 勲君） 2 番、上田君。

○2 番（上田 誠君） 今ほどの話になりますが、原子力発電所のメリット、デメリットの話が出ましたが、今委員会のいろんな話の中には、やはりデメリット、メリットよりも安全性というものについてのこの請願でありますので、そういう発言ということで深くデメリット、メリットの意見交換は行いませんでした。

それから、止めた場合の地球温暖化の話ですが、ここに書いてありますように、原発の発電量は2%でしかないということから、その止めた場合のその影響が非常に出るとかいう話もこの論議の中にはされず、どちらかというとなんか安全性についての話が大きくされたように思っております。

○議長（江守 勲君） 1 2 番、酒井秀和君。

○1 2 番（酒井秀和君） その安全性についてお伺いしたんですが、原子力規制委員会において60年たっても健全性は保たれると評価されております。また、現在の工事において関電の原子力事業本部長代理が、工期は長くなりますが何より大事なのは安全であると。40年を超えて運転するプラントは国内で初めてであり、安全最優先で工事を完遂したいというふうに県に理解を求めておられるということです。

こういったところで安全性についても確認をされていると思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○議長（江守 勲君） 2 番、上田君。

○2 番（上田 誠君） たしか原子力安全委員会の話は、その安全性に対して基準を

設けて、その工事の内容について検査をしたのであって、この工事によって10%安全だということを申請したわけではないというような委員長の答弁は報道されているかと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 委員長の報告に趣旨理由の説明のところ、この報告書の下から2行目ですけれども、「高浜1号・2号、美浜3号は既に40年以上前に設立。当初の安全が放射線、中性子線により、安全使用の限界を超えており」という、ちょっと断言されているんですけれども、これの客観的な事実とか、科学的な根拠という裏づけはあるんでしょうか。

ちなみに、請願のところでは「安全使用の限界を超えていくのです」という将来の予測の表現になっているんですけれども、委員会報告では「超えており」という何か事実、そういう案件を確認されたのかということをやっと確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 話合いの中ではその中について詳しく安全の、ここに書いてありますように限界については論議を闘うことはありませんでした。

ただ、いろんな形でのその放射線により、例えば特にコンクリートも含めて建屋ですが、建屋についてはいろんな形でそのもろさが露呈している。そういうようなことについて、ここでそういう限界を超えているという形の言い方にさせていただいているわけです。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

暫時休憩いたします。

（午後 2時39分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

質疑ほかにありませんか。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） すいません。こちらの請願の説明する場を、「私たちの意見を述べる場を作ってください」ということを書かれておりまして、この意見書というのを関西電力社宛てと内閣総理大臣、県知事宛てということで出されたい

ということなんですけれども、これはそういった場、県ですとか、国会ですとか、関電でこの請願者が説明する機会を得たいという趣旨なんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 意見書のところに、最後の②のところですが、「住民の皆さんに老朽原子力発電所について説明会を開いてください」という件ですが、その説明会についていろんな要望があった中でそれがきちっと説明会が十二分に開かれていないというふうな判断からこの請願が出ているわけですので、そういうものをもっと細かく開いてほしいというふうな内容だと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） すいません。私が言った質問の意図としては、私たちの意見を述べる場をつくってほしいということを書いていらっしゃるんですね。説明会ということも書かれているけれども、自分たちが意見を言う場を設けてほしいと書かれているということについての質問だったんですけれども。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 要は、こういう請願ですね。請願をきちっと出せるような場をつくってほしいということであって、請願も一つの意見を述べる場。ある面では、いろんな機会ごとにその住民の方々の声を言える場をつくってほしいということであって、今現在、まだそれに対しては不十分だという判断の下に立っているということだと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 賛同者ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 自由討議の提案がありましたので、自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の（2）に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる老朽原発の再稼働の問題について言いますと、一つ

は、いわゆるこの地域、この半島の反対側の敦賀原発は活断層の上にあるということまで今止まっています。さらに、この美浜のこの辺も活断層が走っているということが言われています。そのちょっと山を越した白木地区のもんじゅについても活断層の問題が指摘されているところでもありますけれども。

当時、美浜原発ができたころは耐震基準に基づいて造られているものではありません。これらが指摘されて、それ以後、原発というのは横にしても壊れないものという程度の説明で来ているところでもあります。

さらに、この耐震問題でいうと、阪神・淡路大震災時に、いわゆる六甲トンネルの中で1ガルを超えると。1ガルを超えるとということはどうかということ、どんと地震の衝撃が加わったときに物は宙に浮くという現象があるわけです。それに耐えられるかどうかということについては検証されていないのが一つ。

さらに、現在、美浜原発等を含めて、高浜、大飯もいわゆる廃棄物の貯蔵については既に満杯になっていると言われています。日本の場合、核燃サイクルでのいわゆる使用済み核燃料の処理の問題がありますけれども、現実的には六ヶ所村はこれができない、見通しが無いという状況ですから、いわゆる廃棄物がたまっていくばかりと。

では、この廃棄物はどれくらい保管しなきゃいけないかということ、いわゆる何万年の単位になります。ここまで責任を置けるのかということを見ると、再稼働して、さらに死の灰をやっぱりためていくのは問題ではないかということで、再稼働はぜひ認めないという請願に皆さんの賛成をお願いしたいと思っています。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。

したがいまして、原案に反対者の討論の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 原案に反対の立場で意見を述べます。

原発の稼働について、過去の事例から事故が発生した場合、これは甚大な被害になることは理解しておりますが、現状は化石燃料のほとんどを政情不安国から輸入に頼っていること、太陽光や風力発電は初期投資コストが高い割に発電量が天候に左右され低いこと。

また、最近になって増加している火力発電はCO₂排出量が多く、地球温暖化問題解決につながっていないことなど、まだまだほかのエネルギーに頼るには課題が山積みであると考えます。

その中で、請願にある当該原発は、原子力規制委員会において安全が60年たっても健全性は保たれると評価されるなど安全が確認をされていること。関電の原子力事業本部長代理が「工期は長くなるが、何より大事なのは安全である」と県に理解を求め、安全優先で工事をされていることなど、慎重に進めている姿勢がうかがえます。

以上のことから、私は原案に反対します。

○議長（江守 勲君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 委員長が発言するのもあれかと思うんですが、発言させていただきたいと思います。

安全性の話ですが、いろいろな形で原子力安全委員会が安全と認めるものは、今までいろいろな原発が過去に建設されました。そのときも、国も含めて、安全の対策の関係も含めて安全であるというふうな発言があったわけです。

しかしながら、ここにもありますように、福島原発はそこを超える自然の猛威がその安全性を覆したということから、現在、いろいろな形で福島原発事故、今それによってその地元の方々がまだ住めない状況にもある。そういうふうな形。要は、地震や津波等、今後起こり得る未曾有の自然現象、これは想像を絶するというか、想定外という言葉が出ましたが、そういう場合に事故が起きたわけです。

そういうものを鑑みると、当然、そこに住む住民の方々、また、特に福井県の住民の方々がある面では命をまで奪われる、または健康がむしばまれるその事故については、何らそれに意見を挟む余地は私はないと思い、この請願に賛成の立場を取っていきたいと思います。

ぜひ皆様のご判断をいただきたいというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

原案に反対者の討論の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 反対の意見を述べさせていただきます。

まず、こちらの請願ですね。老朽原子力発電所の運転を止めることを求めること、そして説明機会を欲しいというなんですけれども。

まず、いかなる公共施設においても老朽化した施設の安全対策というのは必ず取られているもので、原発においても必ずそうであるというところ。

それから、この老朽原発の危険性について、それがどうしてどれだけ危険なのかという科学的根拠がこの請願の理由において十分に示されていないことから、まず、この運転を止めることの申入れについてはすべきものではないと、反対いたします。

また、この請願の理由の中で十分な科学的根拠も示されていない点から、この請願者が説明の機会、私たちの意見を述べる場というものを与えられたとしても、十分にそれが説明できるのかということがここから判断しかねることから、こちらでも反対させていただきます。

この国においては、この説明機会、説明会というものも自らも行う権利を有しているものと思います。請願者の方、自ら行う権利も有していると思いますので、こちらの請願については反対の意見とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 老朽原発の稼働に関する請願ですが、私はこの趣旨に賛成の立場から討論を行います。

いわゆる東日本大震災のときにも問題になりましたが、事故があると現実的に制御不能になるのが原子力発電所であります。また、先ほども自由討論で言いましたが、廃棄物の問題でも何万年もの保管が必要となるということを考えると、今さえよければいい。いわゆる資本主義の一つの申し子みたいなことでありますけれども、あとは野となれ山となれという発想では私たちの将来は保障されない。特に本町でいうと保育の問題等では、将来、日本のために、将来の本町のためにということで統廃合が必要だというのは、子どもの未来のことを心配してたと思うんですが、どうもそう言われている人たちの中に、未来に責任のない発言が出てくるというのは、私は大きな問題ではないかと思えます。

ですから私は、本当に今この老朽原発再稼働させないで、やっぱりここで自然再生エネルギーに耐える道を選ぶことこそ未来の子どもたちへの保障ではないか

という立場から、この請願には賛成の立場を取ります。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 私は、老朽原発稼働に関する請願書に反対の立場から討論を行います。

まず、原子力発電所の運転期間については、原子力規制委員会の認可を受ければ20年を超えない期間で1回に限り延長できるという運転期間延長認可制度があります。

そしてもう一つ、この請願にもありますように「長く運転を続けると、どんどん安全使用の限界を超えていくのです」とあります。このことに対しては、国内の原子力発電所において、まずその営業運転開始から30年を迎える前に、高経年化技術評価というものを行っております。評価に基づいて、長期保守管理方針により、個別機器の点検、修理の計画、いわゆる保全計画を運転サイクルごとに届け出て国の確認を得ております。

以上、請願対象の原子力発電所高浜1号・2号機、美浜3号機は、今ほど述べました運転期間延長認可申請をし、原子力規制委員会の厳格な審査を経て、結果、60年までの運転について認可されております。

以上を申し上げまして、反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 次に、賛成者の討論の発言を許します。

討論ありませんか。

9番、長岡君。

○9番（長岡千恵子君） 私は、再稼働に反対の立場から討論させていただきたいと思います。

今までご意見を伺っていますと、再稼働しなくては日本の経済云々ということも含めて、電力需給、エネルギーが不足するのではないかというような内容のご意見を伺っているように思いますが、実際にどうでしょう。福島原発が止まったとき、あの地震の後、しばらくの間、日本の原子力発電所が全て止まっていたことがあります。その間も、やはり日本の電力が不足していたかということ、そうではなく、何とかみんなが協力し合って賄うことができているのが現状です。

それを考えますと、原子力発電所の安全神話が壊れた今現在としては、どんなに安全対策を取っても、ほかのいろんな外力によって安全が確保されるとは限りません。

そういうところから、やはり止めるということが一番の安全策というふうに考えます。

よって、稼働に反対の立場を取らせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

請願第1号、老朽原発稼働に関する請願書を起立により採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（江守 勲君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

～日程第3 請願第2号 関西原発にかかわる不正資金還流の真相究明をもとめる請願書～

○議長（江守 勲君） 日程第3、請願第2号、関西原発にかかわる不正資金還流の真相究明をもとめる請願書の件を議題とします。

本件は、去る令和2年3月9日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、委員長の報告をさせていただきます。

請願第2号、関西原発にかかわる不正資金還流の真相究明をもとめる請願であります。

趣旨、理由の説明です。

関西電力幹部と元高浜町助役、工事請負建設会社による3億2,000万円の不透明な金の流れは、原発工場の買収、供給の何物でもなく、不正に使用された資金は国民が納めた電気料であり、国民のお金であります。内部調査で新たに5,000万円もの不透明金も報告されており、助役の手帳には9億ものメモや20億円以上もの助役口座での受け、地元調整に使用との調査もあります。

政府の責任で全面解明と厳正なる処分を行い、再発防止の策定と実施を国の責任で関西電力に求める意見書の提出を求めるものであります。

意見としては、この内容については、当町議会での意見を挟むものではないと

いうふうな考えのご発言がありました。

採決を行い、賛成、反対同数であります。委員長の判断として、この事件は国民のお金、国民が納めた電気料であります。原発再稼働対策工事をめぐる買収、供応としか考えられないものであり、巨額資金の不透明な流れは法律に抵触するものであり、今後のことも鑑み、委員長の判断で採択といたしました。

以上、報告いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 本請願の趣旨に、「この問題を国の責任で徹底解明し、関係者の厳正な処分を行い、再発防止策の策定と実施を関西電力に求めるよう」というふうな文言がありますが、本年3月14日に第三者委員会からの調査報告書があり、先日までの報道でも分かるように、徹底解明と厳正な処分、再発防止の策定等の実施については十分に進められていると判断されるのですが、あと、これ以上に何を求めているのでしょうか。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） この請願は、今ほどありましたように、この助役の手帳にもそういう形で記録、または20億円もの助役口座に受けたという経緯があります。そういうようなことから、ある面では今までおっしゃった第三者委員会の調査ではまだ不十分だという観点から、再度、また全容解明をもっと厳正なる形で、再発防止もありますので、ぜひ再度調査してほしいという依頼であります。

○議長（江守 勲君） 12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 質問ですが、それは、請願者の方がまだ不十分だということと認識をされているということによろしいでしょうか。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） はい。一応請願のところから、その請願者だけじゃなくて、請願をするに当たってのいろんな団体であるとか、また意を同じくする人たちが同じような形で思っているものであり、また新聞報道等によってもまだ不十分だというのは国民の大多数の方もひょっとしたら考えているんじゃないかということで、その請願者の数名というふうな判断は至っておりません。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 賛同者いらっしゃいますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 自由討議の提案があります。

自由討議に入ります。

なお、自由討議についての実施要項4の(2)に基づき、発言は5分以内の3回までとします。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 最近の関電の調査委員会の報告では、関電そのものにも何億円もの損害を与えたとして、役員にいわゆる返還を求める、損害を求めるという報道がされていました。ここには3億2,000万と書いてありますが、委員長報告にもそれ以後の調査では何千万円も増えている。

さらに、この調査は時効期間だけの調査でありますから、それ以前に森山助役が残した手帳には二十数億円のお金を受けて、そしてそれをばらまいてきたということも示されているわけであります。

こういう実態が分かっている、これが本当に自治体のいろんな発注行政をもゆがめている問題があるとしたら、ここはやっぱり国の力で、また原発行政そのものに大きな影響を与えるとしたら、国の力で調査を行い、そして厳正な処分を、ある意味、電力会社ですから公益法人ですよ。ここに対する処分をきちっとしていけないと、こういう問題は正されない。

地元対策費に何千億も使ったとかいう話がありますが、それも実際、どういう使われ方をしてきたのかというのはよく解明されていませんから、そういう闇にやっぱりきちっとメスを入れるためにも国の責任は大きいと思っています。

特に事故が起こったときに、その責任を国民のいろんな負担によって対策が講じられるという実態がありますから、このことを考えると国の責任は認可している意味でも、電力事業者への指導も含めて大きな責任があると私は思っています。

○議長(江守 勲君) ほかに自由討議ありませんか。

12番、酒井秀和君。

○12番(酒井秀和君) 今ほどの金元議員のお話は、ちょっとそれ以上のお話が多くなっているんですが、本請願にある内容に関しては全て完遂しているものと私は認識をしております。

ですので、今の状態ではもう国、徹底説明もされ、厳正な処分を今行っている段階ですので、このまま進めていただければと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど金元議員の発言にもありましたように、先日、先々日でしたかね。新聞報道の中にも、今ほどありましたように、元関電幹部に対して関電が損害を与えたということで、その請求も含めてその報道がされています。

同じように、ある面ではこの内容をある程度説明をすることによって、対国が関西電力等の電力事業者に対してそれなりの圧力をかけながら、今後の安全性も含めて、またこういう建設に当たっての不正な還流というもの、または不正にいろんな形での地元対策としての費用のばらまき等も含めながら、それを国の税金の、または電力料のお金で対応していることについては明らかになっていますし、今後もそういうことをもっと明らかにすべきで、それが一つの大きな規制にもなると思いますので、ぜひそこら辺りは再度要求をするというのが必然的なものと私は考えて、ぜひそこら辺りの考えを皆さんも諮っていただければというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

以上で自由討議を終結します。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。

したがいまして、原案に反対者の討論の発言を許します。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 反対の意見から述べさせていただきます。

こちら、請願理由のほうでも、政府の責任で、問題の全容説明と関係者の厳正なる処分と、また再発防止策の策定、実施、国の責任で関西電力に求めるよう意見書の採択を請願しますということであるんですけども。

先ほどもありましたとおり、第三者委員会による報告が3月14日にあり、また3月に経済産業省のほうで業務改善命令を出されてまして、関西電力にこれに

対して経営刷新本部を新たに設置し、再発防止策をまとめ、3月30日に業務改善計画を策定されておりますので、この今申し上げました政府の責任で問題の全容解明、こちらの国の責任で関西電力に再発防止策の策定と実施ということはこれでできているものと考えます。

また、市民団体さんのほうが今年の12月及び今月においても関電幹部12人に対し大阪地検に告発状を提出されておりました、また先日の報道でもありましたとおり、関電も元関係役員を提訴の方針と報道もありましたので、今後、刑事、民事の両面で真相解明がされていくという流れがあると思います。処分というのもこの中で、この経緯を見守るべき段階にあるものと考えますので、取り立てて請願を提出するべきものではないと考えます。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 申し訳ないです。不正があったら不正を正せというのは、僕は国民の権利やと思っています。特に原子力発電所、社会に与える影響の大きい、もう本当に電力会社の不正です。

それも自分たちが出したお金を、また自分たちのところへ戻してくるというような還流の方法を取っているという体質的な問題がありますから、やっぱりこれを、いわゆる時効前のことはいい。金沢国税局から指摘されたものだけ、金額だけ調査すればいいという問題ではなかったと思うんです。業務改善命令といいますけれども、それを出すくらい大きな問題なら、国はもっときちっと責任を持ってこの調査を行い、国自身が処分を行うのが私は筋だと思っています。こういう不正に対して、それは駄目だということを正面から言えない。それこそ問題だと私は思っています。

ですから、この関電の不正還流の問題については、本当に国によって調査を行って、それで解明していくことが僕は一番大事なことではないかと思っています。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

次に、原案に反対者の討論の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 原案に反対の立場で討論をします。

まず、本請願の趣旨の内容、先ほども述べましたが、先日までの報道で分かるように、徹底解明と厳正な処分、再発防止策の策定と実施は十分に進められているということは確認をできております。

請願の趣旨に関しては、それ以上でもそれ以下でもないと思いますので、請願に対しては十分に内容は完遂してるといふふうに判断できますので、原案に反対の立場を取ります。

今ほど金元議員がおっしゃっていた、国がしなきゃいけないというふうな話もありましたが、ちょうど酒井和美議員からもあったとおり、経産省からしっかり、国からそういった指針を出しておりますので、そういったところも十分に進められていると思いますので、原案に反対します。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほどいろんな発言の中に、もう既にそういうもの、業務改善命令とか、そういうものが出されているので、この件はもう終わったよというふうな形の発言がありました。

しかしながら、この不正の還流、もしくはそういう原発に関わる不透明なお金の流れというのは、ある面ではこの安全性も含めて国民が素直に、これはおかしいんでないかという発言をすることに対して反対をするということは、私は非常にいかななものかというふうに思っております。

今解明された内容というのは、ある一定期間の間でありまして、現実的にはもっと長い期間の間でいろんな形で行われている。

また、この美浜の今回の福井県原発だけじゃなくて、今後、いろんな形で再稼働等の話が出たときも含めながら、そういうものを国民の権利として、これはおかしいんでないかというような声を上げることについて反対をするということに関しては、私は非常に遺憾に思いますし、ぜひこれは国民の声として上げるべきだということから、賛成の立場を取りたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかに討論ありませんか。

次に、原案に反対者の討論の発言を許します。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 反対の立場から討論いたします。

今、関西電力に国が責任持って再発防止策を取るよう意見書を我が国会から、永平寺町議会から出してくれという請願書の件でございますが、これ考えてみますと、元助役というモンスターをつくり出したのは、ちょっと既に別の自治体に奉職をされていた方を呼び戻して、そういう役職に就けて、そういう担当を担わせたということにつきまして、それは一人一人の心の中にある問題でもあると思

いますし、今ほど両酒井議員がおっしゃいましたように、もう既に国の業務改善計画、3月に出された業務改善計画の提出に基づき、関電は3月31日に業務改善計画を策定し、もう公表しています。

それから、今、第三者委員会から外部の弁護士さんが責任者となりました責任調査委員会ですか、は元経営陣に対して13億円以上の請求訴訟を起こすということも決めています。

そういうことから鑑みまして、この原案に対して反対といたします。

以上です。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

請願第2号、関西原発にかかわる不正資金還流の真相究明をもとめる請願書を起立により採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（江守 勲君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

～日程第4 請願第3号 福井県歴代幹部の金品受け取りに関する真相究明を求める請願書～

○議長（江守 勲君） 日程第4、請願第3号、福井県歴代幹部の金品受け取りに関する真相究明を求める請願書の件を議題とします。

本件は、去る令和2年3月9日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 請願第3号についてご報告いたします。

福井県歴代幹部の金品受け取りに関する真相究明を求める請願であります。

趣旨、理由については、関西原発に関わる不正資金還流の報道後、福井県庁の歴代幹部109名も金品を受け取っていたということが公表されました。小浜署元幹部も多額の商品券を受け取っていたということが明らかになっております。

県の責任で顧問弁護士などの内部調査ではなく、第三者委員会による徹底した
全容解明と再発防止を求め請願であります。

意見としては請願第2と同じように、この内容は町議会としての意見を挟むも
のではないというふうを考えるご発言がありました。

採決をいたしました。賛成、反対同数であります。そこで、この事件は、請願
第1号、第2号にも関わる案件であります。福井県庁の中でそういう不正も行
われたこともあって、行政判断に今後のいろいろな形での影響や、今後の再発防止
のためにもこの請願は必要と考え、採択といたしました。

報告に代えます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

ないようですから、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は採択です。

したがいまして、原案に反対者の討論の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） 本請願においては受理をした2月6日以降、3月17日に
第三者委員会による報告を県が受けております。このことから、本請願の要旨に
含まれる内容は完結しているというふうに思われます。

また、今回のこの請願についてですが、福井県議会で12月20日に不採択と
なっており、実現の可能性がないというふうにも考えております。

以上のことから、原案に反対します。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる関電の役員が受け取ったお金が三億六、七千万円で、
福井県に流れたお金は、県の幹部に流れたお金はよく分からない。交番も含めて
あったということですがけれども。関電では少なくとも第三者委員会による機関に

よる調査は行われたわけです。福井県はこれをやっていない。最低でも第三者機関で調査をやって報告していかないと、それは客観性がないのではないかと。

こういう県幹部が手にしていた不正の資金、時効もあるわけですから、それらも含めて時効の場合は正々堂々と言えればいいわけですがけれども、そういう調査もしない。これにいろんな問題で、県幹部での仕事ですからね。もらってたということですから解明しろとも言えない県民であってはならないと思うんですね。もう県議会で蓋してるから、実現性がないから、そういう問題ではない。

ただ、行政幹部の不正に対する姿勢としてもきちんと正していくのが筋だということ、これは県民感情としても合ってる請願だと私は思っています。

ですから、当然、賛成です。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

請願第3号、福井県歴代幹部の金品受け取りに関する真相究明を求める請願書を起立により採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（江守 勲君） 起立少数です。

よって、本請願は不採択とすることに決定しました。

～日程第5 陳情第1号 特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続のための協議を県に求める陳情～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第5、陳情第1号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続のための協議を県に求める陳情の件を議題とします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情書の写しのとおりです。

お諮りします。

陳情第1号については、会議規則第95条及び第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

陳情第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、酒井秀和君。

○12番(酒井秀和君) 本陳情に関してですが、反対の立場で討論をします。

確かに乗換え等が発生するなど不便になることというのは理解ができます。ですが、新幹線を通すためにはやむを得ないことだなと思いますし、在来線を存続させるということは、その赤字が増えていくということにもなりますので、そういった赤字の補填というのも県として考えていかなければならないというふうになります。

県民の負担が増える可能性もありますので、そういった意味で反対の立場を取ります。

○議長(江守 勲君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 新幹線が敦賀まで開業する。敦賀から大阪までの新幹線の整備はいつできるか分からないという状況の中で、名古屋へ行こうとすると敦賀で乗り換えて、米原で乗り換えて、名古屋へ行くことになる。

こういうふうな状況を残しておくことはおかしいということで、自民党の稲田先生も、これは絶対残すと言いつけるんじゃないかなかったですか。それに反対されるって、僕は不思議だなと思って。僕は県民感情からいっても、当然、特急残してほしい。そうでないと、名古屋とのいわゆるアクセスはもう限りなくややこしくなる。これは県民の利益に合わないのは当然で、その間のきちとした対応については、それはやっぱりJRがすべきです。福井県がすべきではないです。

そのことを考えると、やっぱり当然のことだと思って、私はこれに賛成します。

ただ、皆さんの判断が、出した人たちの名前を見たりして態度を考えるというんなら、それは問題です。それだけ言っておきます。

○議長(江守 勲君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですから、これで討論を終わります。

これから陳情第1号、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の存続のための協議を県に求める陳情を起立により採決します。

本陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(江守 勲君) 起立少数です。

よって、本陳情書は不採択とすることに決定しました。

～日程第6 委員会の閉会中の継続調査に申出～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、閉会中の継続調査の申出の件を議題とします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、行財政改革特別委員会、議会改革特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付すことに決しました。

なお、定例会2日目、6月2日に上程し、可決されました議案第33号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、救急活動の維持に係るため、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算との議決順序を入れ替えましたが、議決の結果生じた各議案の条項、字句、数字、その他の整理につきましては、会議規則第45条の規定に基づき、今定例会中、6月4日に整理後の文書を配付させていただきましたので、ご報告いたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

暫時休憩します。

(午後 3時30分 休憩)

(午後 3時31分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

各議員におかれましては、去る6月1日開会以来15日間にわたり、その間、提案されました幾多の重要案件を終始極めて熱心にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。今後とも、議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、理事者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の対応にご尽力いただき、衷心より感謝を申し上げます。

また、会期中、その都度指摘されました諸点について、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては、真に町民の福祉向上のため万全を期されるよう、特にお願いを申し上げます。

最後に、任期の終わりに臨み、本町の住民お一人お一人が安全・安心な町を実感し、いつまでも家族が笑顔で生活できる住みよい町としてさらなる発展と、各位ご一同のご健勝とご多幸をお祈りを申し上げますとともに、一昨年8月の議長就任以来、広範にわたりご指導、ご鞭撻を賜りましたことを衷心より感謝とお礼を申し上げます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和2年第2回永平寺町議会定例会を閉会します。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、6月1日の開会から本日まで、本定例会にご提案申し上げました専決処分承認をはじめ、令和2年度補正予算及び条例の制定等、議案全てにつきまして慎重にご審議をいただき、ご決議を賜り、誠にありがとうございました。

また、新型コロナウイルス感染症対策のための職員対応にご配慮をいただくとともに、審議の効率化に努めていただきましたことを改めて感謝申し上げます。

一般質問におきましても、新型コロナウイルス感染症対策関連をはじめ、多数のご意見、ご質問をいただきました。現状並びに課題の所存を十分に認識し、町

勢発展のため努めてまいりる所存でございますので、議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

福井県におきましては、4月29日以降、48日間連続で新たな感染者は確認されておりません。6月19日からは県をまたぐ移動の自粛解除など、次のステップへ移行してまいりますが、県民行動指針に基づき、一人一人が自覚を持って感染防止対策を徹底することが重要だと思います。町民の皆様には、第2波防止への挑戦として、引き続き新しい生活様式の実践にご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、先日、交付限度額の1億1,509万5,000円の交付内定をいただきました。速やかに交付申請手続きを行い、適切に対応してまいります。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策の第二次補正予算案は12日成立いたしました。第二次補正予算案に地方創生臨時交付金の拡充策2兆円が盛り込まれました。この交付金は、地方における様々な対応、取組を全力で支援するため、地域の実情に応じて事業継続や雇用維持等への対応を後押しするとともに、新しい生活様式等への対応を図る観点から拡充を行うとされております。

本町といたしましても、どのような活用方法があるのか、職員一丸となって知恵を出し合い、住民の目線で有効な支援策を検討してまいります。

6月11日には、北陸地方が梅雨入りいたしました。新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた豪雨、台風等の災害対策に猛暑対策も万全を期して取り組んでまいります。

結びに、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町政発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午後 3時35分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員